平成２１年　第４回沼田町議会定例会（１日目）会議録

平成２１年１２月１７日（木）
午前１０時０８分　　開　会

１．出席議員

議　長	９番	杉	本	邦	雄	議員	１番	津	川　　均	議員
	２番	横	山	忠	男	議員	３番	高	田　　勲	議員
	４番	大	沼	恒	雄	議員	５番	絵	内　勝　己	議員
	６番	上	野	敏	夫	議員	７番	橋	場　　守	議員
	８番	中	村	保	夫	議員	１０番	渡	邊　敏　昭	議員

２．欠席議員　　なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町　　長	西田篤正君	監査委員	山木一男君
教育委員長	植木和美君	農業委員会長	中山　勝君

４．町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	生沼篤司君	会計管理者	金子幸保君
総務課長	神　憲彦君	地域開発課長	横山　茂君
財政課長	辻山典哉君	農業振興課長	辻　広治君
住民生活課長	栗中一弘君	建設課長	谷口　勲君
和風園園長	篠原　毅君	旭寿園園長	吉田憲司君

５．教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松田　剛君	次　長	浅野信行君

６．職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金平嘉則君	書　記	川嶋　智君

７．付議案件は次のとおり

（議件番号）	（件　　名）
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	決算特別委員会決算審査報告（認定第１号）
	決算特別委員会決算審査報告（認定第２号）
	総務文教常任委員会所管事務調査報告
	産建民生常任委員会所管事務調査報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
議案第６９号	沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第７０号	沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第７１号	北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
	一般質問
議案第７２号	平成２１年度沼田町一般会計補正予算について
議案第７３号	平成２１年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第７４号	平成２１年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第７５号	成２１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第７６号	平成２１年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第７７号	平成２１年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第７８号	平成２１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第７９号	平成２１年度沼田町水道事業会計補正予算について
同意第　１号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第　２号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
請願第　４号	憲法９条を守り、非核平和の世界と日本を求める請願について
請願第　５号	労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願について
請願第　６号	深刻な「貧困と格差」を解消するため、社会保障・教育予算の拡充を求める請願について
請願第　７号	日米ＦＴＡに反対し、農家経営の危機打開をはかる緊急対策を求める請願について
請願第　８号	平成２２年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する請願について

請願第　９号　　新たな食料・農業・農村基本計画に関する請願について
請願第１０号　　新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する請願について
意見案第１２号　憲法９条を守り、非核平和の世界と日本を求める意見書（案）ついて
意見案第１３号　労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書（案）ついて
意見案第１４号　深刻な「貧困と格差」を解消するため、社会保障・教育予算の拡充を求める意見書（案）ついて
意見案第１６号　平成２２年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書（案）ついて
意見案第１７号　新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書（案）ついて
意見案第１８号　新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書（案）ついて
意見案第１９号　非核三原則の早期法制化を求める意見書（案）ついて
意見案第２０号　新・北海道石炭じん肺第３陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書（案）ついて
意見案第２１号　電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（案）ついて

開　会　　１０時０８分

（開　会　宣　言）

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は１０人です。定足数に達していますので、本日をもって招集されました、平成２１年第４回沼田町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（会議録署名議員の指名）

○議長（杉本邦雄議長）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、２番、横山議員、３番、高田議員を指名致します。

（会期の決定）

○議長（杉本邦雄議長）日程第２、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告をお願いします。絵内委員長。

（議会運営委員会報告　絵内委員長登壇）

○委員長（絵内勝己委員長）おはようございます。私の方より委員長報告をさせていただきます。平成２１年第４回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。去る１２月１０日午後３時から議会運営委員と正副議長出席のもとに議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諸般事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出された案件は、諸般報告１件、委員長報告４件、行政報告２件、一般質問、町長に対して６人１１件、更に一般議案３件、平成２１年度補正予算８件、同意２件がありました。この他議長に提出されました請願、陳情１０件のうち、１０件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。以上議会案件全般について審議致しました結果、今定例会の会期は、本日１７日から１８日までの２日間とすることで意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から１８日までの２日間に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から１８日までの２日間に決しました。

（諸　般　報　告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第３、議長の諸般報告については、前定例会以降の会議の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

（決算審査特別委員会決算審査報告　認定第１号）

○議長（杉本邦雄議長）日程第４、決算特別委員会決算審査報告認定第１号を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

（津川委員長　登壇）

○委員長（津川　均委員長）おはようございます。私の方から委員会の決算審査報告をさせていただきます。平成２１年第３回沼田町議会定例会において設置され付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第７７条の規定により報告する。

［以下、議案報告書を朗読。］

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報

告は意見を付し、認定とするものです。お諮り致します。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

（決算審査特別委員会決算審査報告　認定第２号）

○議長（杉本邦雄議長）日程第５、決算特別委員会決算審査報告認定第２号を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

（津川委員長　登壇）

○委員長（津川　均委員長）委員会の決算審査報告。平成２１年第３回沼田町議会定例会において付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第７７条の規定により報告する。

［以下、議案報告書を朗読。］

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定とするものです。お諮り致します。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

（総務文教常任委員会所管事務調査報告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第６、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。大沼委員長。

（大沼委員長　登壇）

○委員長（大沼恒雄委員長）総務文教常任委員会所管事務調査報告。本委員会は申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第７７条の規程により報告する。

（以下、報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

（産建民生常任委員会所管事務調査報告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第７、産建民生常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。中村委員長。

（中村委員長　登壇）

○委員長（中村保夫委員長）産建民生常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。本委員会は申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次の通り会議規則第７７条の規程により報告致します。

（以下、報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

（町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第８、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

（西田篤正町長　登壇）

○町長（西田篤正町長）平成２１年第４回定例会を招集申し上げましたところ、ご多用の仲全議員の出席を賜りましたことをまずもってお礼を申し上げ、一般行政報告を行いたいという風に思います。

（以下、一般行政報告を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長。

（松田　剛教育長　登壇）

○教育長（松田　剛教育長）教育行政報告を申し上げます。

（以下、教育行政執行方針を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）以上で行政報告を終ります。ここで暫時休憩を致します。午後からは１時５分。ちょっと間違えました、休憩だけを致します１１時５分から再開致します。

１０時５７分　休憩

１１時０６分　再開

（一　般　議　案）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第９、議案第６９号。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第６９号。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例を提出する。平成２１年１２月１７日提出、町長名でございます。

［以下、条例文を朗読］

○住民生活課長（栗中一弘課長）提案理由を申し上げます。国の社会保険の社会保険料等にかかる延滞金を軽減するための、厚生年金保険法等の一部を改正する法律が公布をされました。保険料の延滞利息の負担軽減が平成２２年１月１日から施行されることから、根拠法令の改正を受けまして本町介護保険条例においても同様に改めるものでございます。具体的に申し上げますと延滞利率を半減する期間を１ヶ月から３ヶ月間に延長することとなります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第６９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第１０、議案第７０号。沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第７０号。沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正

する条例を提出する。平成２１年１２月１７日提出、町長名でございます。
［以下、条例文を朗読］
○住民生活課長（栗中一弘課長）提案理由につきましては、ただいま議決いただきました介護保険条例と同様でございますので説明を省略をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。
○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７０号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第１１、議案第７１号。北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。
○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第７１号。北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について。地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（「説明省略」の声あり）

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７１号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。ここで休憩と致します。午後の開会は１時と致します。

１１時１１分　休憩

１３時００分　再開

（一　般　質　問）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第１２、一般質問を行います。はじめに町長に対して一般質問を行います、通告順に順次発言を許します。５番、絵内議員、「就農支援実習農場について」を質問して下さい。

○５番（絵内勝己議員）はい、５番絵内です。就農支援実習農場についてと題してご質問をさしていただきたいと思います。ご案内のとおり実習生は１年で農場から出なくてはならない、そういった約束がありますのでその後、沼田で農業に取り組みたいとの希望がある人には農業に取り組めるよう資金等の対応が出来るように国に要請すべきでないのかとそんな風に考えるところであります。

ご案内のとおり就農支援センターについては、平成１９年度から今日までそれぞれ１４人の皆さん方がそれぞれ沼田からそれぞれ勉強されて、沼田におられる方もいらっしゃいますしまた地方に行ってらっしゃる方もおります。これには中には、明年は是非また夜高あんどんにも来たいとの、うれしい話も聞かせていただいてるところであります。これもご案内のとおりそれぞれボランティアの皆さん方、そして町民の皆さん方が協力あってだという風に考えるわけであります。そういったことを考えた時に、是非沼田で農業を取り組みたいという希望の方もいらっしゃるかに聞いてるわけであります。

この実習農場が開設にする時には、１年でこの子ども達が農場からでるっていうようなその約束の下に、そしてそのでた後基本的には沼田で農業をできるのが一番良いわけでありますけども、なかなか１年でそれぞれでて来るとなりますと、全員が沼田で就業するっちゅうことにはならないという部分があるのかと思いますけれども、しかし中には農業にもう少し地元でやりたいんだよっていう人も聞くわけでありますけども、そういった人たちが今の状況ではなかなか農業に取り組めるようなそんな状況下にないっていうのが現状なのかと考えます。当然前段申し上げましたように、資金等の関係等もある訳でありますけれども、そういったことを併せてひとつ国にこの支援センターの、支援農場の収容した子ども達もそれぞれ本町に残って農業が出来るようなそんなひとつの物を国に資金面においてもひとつ要望すべきだと思いますけれども、町長の見解をお伺い致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご存知のようにですね、実習農場で終了、１年間終了した

としてもですね、自立して農業を経営するというような状況にはまずならないだろうと、これはご理解をいただきたいという風に思いますが、制度としてはですね今農林水産省でやっている事業がありまして、既に本町では法人、あるいは個人でですね３件の方がその適用を受けて６人がその対象になってるわけでありますが、これらはやっぱりお預かりした農家の方が、９万円から若干の増減ありますけれどもお金をもらって１年間その子ども達の面倒を見るという制度があります。それから例えばその子ども達が色んな資格を取る為に要する費用、これらについての支援制度もあります。

したがって、私はむしろそうした子ども直接の農業支援、これは先程申し上げましたように、なかなかやっぱり１年間農業やったからすぐ自分で自立できるなんて事はもう考えられませんので、そういう制度を使ってですね、何年かやっぱりその農家の本当の体験をしていただいて、本当に自立の出来るような、そういうような状況になれば当然そういうそのまた、支援の制度等も活用してやっていただければという風に思いますので、当面そういう実態にはないと言うことをご理解いただきまして、私どもとしてはですねそういうその自立をする為の資金をセンターの子どもがですね、自立をする為の資金をというような要望ではちょっと難しいのかな、そんな風に思っております。

むしろ今申し上げました、預かったほうの側の農家の皆さん方に支援、支援をするという、その制度自体も２１年までにスタートさせないとだめですよというような要件があるようでありますから、明年以降この制度が継続されてですねそうした子ども達を受け入れてくれた農家の皆さんがたに、いくらかでもその経済的な負担を軽減する、そういうようなことの制度をきちっと対応、要請することが必要なのかなとそんな風に思っておりますので、そうした面での国に対する要請をまた続けさせていただきたいとそんな風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○５番（絵内勝己議員）確かに今こういった支援センターから、支援農場から１年で収容してきてすぐ農業どうこうというのは中々難しいのはご案内のとおりであります。ただ、色んな面で今ご案内のとおり自立の資金は難しいというのはそのとおりだと思うんですけども、やはりあの何とかひとつ沼田でそんなひとつの携わりやすいようなひとつの部分というのが、是非更に力を入れていってあげるべきでないのかなとそんな風に思うわけであります。中には子どもの中には畜産が好きなんで、家畜が好きなんで牛が好きなんでぜひやってみたいんだっていう、そんなひとつの子供もいらっしゃるかのようにも聞いております。そういった意味において非常に農業関係をこういった風にしてやっていこうというのは非常に大変な面もあるわけでありますけれども、沼田町もご案内のとおり農業を今やってらっしゃるそれぞれ

の世帯の年代を見たときにも、かなり６０を過ぎた６５歳を過ぎたそういった人たちも非常に多くの人方が農業をやっていらっしゃるのは事実であります。

そういったことを考えた時に前回、農業新聞にもそれぞれでておりましたけれども、農地法の改正等々がありましてそれぞれこれからは農地の有効利用に向けての市町村や JA ですとか、農業委員会が担う役割大きくなるというようなそんなひとつの部分が掲載されておりました。俗にいう一般企業から農地を借りて農業に参入できるようになるため、当然農業委員会の監察機能ですとか強化を待ったなしのそんなような状況下の中において非常にこれからやはり新しいそれぞれ農業の方面っていいましょうか、今の状況でしたら後継者もいらっしゃらないというそんな観点等々から、なかなか農業が繋がっていきづらい面がある訳ですけども、それが今回１２月の１５日にですか、農地法改正によりそれぞれ他の企業の人が農業をやろうと思えば出来るんだよというそんなひとつの部分が表示されておりましたけれども。

そういったことから含めましてもやはり沼田町におきましても、一人での多くの人方がそれぞれこの農地を遊ばすことなく、そんなひとつのことに対して取り組んでいけるような方法に更に取り組んでいくような方法を取れるような方法をお願いをしたいもんだと、そんな考えるわけであります。

今回通告はしてございませんけれども、そういった観点から今後の農業に対してのその辺の考えにつきまして議長のお許しがいただければ、今回この議場に農業委員会の会長さんがご列席でございますので、農業委員さんの会長さんのご意見もいただければ幸いと思いますけれども、お取り計らいをいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、関連がありまして、所見ありましたら農業委員会長が答弁をお願いします。

○農業委員会長（中山勝会長）はい、ちょっとあの他人事のようにですねここに座って聞いておったもんですから、あのちょっと踏み込んだ中身までちょっと聞いてなかったもんですから、大変申し訳ないなと思いますけれども、企業参入の関係ですか。

企業参入の関係につきましてはですね、皆さん方も新聞等、あるいはマスコミ等の中でですね聞いておられるかなという風に思っておられますんで、私の方から特段の事はないんですけども、ただ企業参入この１５日にですね施行されたわけですけども、恐らく企業参入については沼田でも今年の春先から始まりましたそらち米工房ですか、ああいった恐らく参入が恐らくベースになるんで無いかなと、いう風に今のとこ思ってるんですけども、それ以外の参入ちゅうことになればかなり単独では簡単には参入出来ないんでない、やはり今の国の規制の中では農業経験者若しくは農業者というようなひとつの規制がありますんで、恐らくそらち米工房が今年春先から始まりましたああいった企業参入が恐らく今後企業参入されるとすれば、

あれがひとつのベースになってくるんでないかなと、いう風に私個人的には思っておるんですけれども。
○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。
○５番（絵内勝己議員）突然、農業委員会長にご指名させていただきまして誠に申し訳ございません。
少なくとも私達のこの実習農場で収容したメンバーが、今それぞれ収容するときには沼田町として子ども達にそんなひとつの希望だとかそんな風には、どんな風に将来取り組みたいとか、例えば沼田で残って農業やりたいんだとかそんなようなことのお伺いはされてるのかどうかお伺いしたいと思います。
もしそういったことが、なんらかの形で農業に取り組みたいよって言った場合には､それなりの対応を出来るような方法に取り組んではいかがと思うんですけども、いかがでしょうか町長。
○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。
○町長（西田篤正町長）もちろんそういう農業を希望する子ども達もいらっしゃいますんで、私どもとして、後ほど全員協議会でも説明をすることになってるようでありますけども、４月以降ですね実習農場の多様なこの経営って言いますか、例えば子ども達が実際に農家に実習に行くというそういう時間をかなり多く取ったりですね、あるいは自ら生産した物を販売をする経験をしたりですね、そういうような社会性を養うということに重点を置いてまず実習農場を利用したいとそんな風に思ってるところでありますが。
質問の絵内議員さんも保護司さんをやってらっしゃるんで、十分内容は分かってると思いますけども、非常にその社会性に欠けるっていいますかですかね、そういう経験がないという子ども達がほとんどでありまして、実際に農家で農業従事者として雇ったとしても、一からやっぱりまた再教育をしなきゃならないとそういう実体にある。
ですから私どもとしては法務省に対しましてですね、そうした刑をって言いますか、例えば科せられたそのあれを終わった課程で、法務省はもう全く関係がないという姿勢､今のところそういう姿勢でありますけども､実際には卒業と言いますか、センターを修了した後生活の規律といいますか、そういうものがなかなか十分社会性がないということでありますから、その部分をそれじゃあ誰が面倒を見るんですかという今論議を法務省とさせていただいております。それで先般大臣官房、参事官がお越しになりまして、明日萌青年会あるいはすずらん女性会、それから私どもこういうそのその各団体の意見を聞いてですね、法務省としても何らかの対応をしなきゃならないという意識になってきてるようでありますから、そうしたものを活用しながらですね、先程申し上げましたように農業と言っても自らやるという事は

難しいので、農業従事者として各農家のところ引き受けいただく農家のところにお願いをして、生活の状況からずっと支えてもらうという、そういうことを何年かやらんきゃならんのかなという風に思っています。その後本当に自立しようというような青年がいるとすればですね、それはやっぱり対応してかんきゃならんと思いますから、まずやっぱりそういう可能性のある子どもの育成って言いますか、そこにまず重点を置いて当面はやってかなきゃない、そのためにも先程説明しました受け入れてくれた農家の方の経済的な負担を無くすそういった意味で農家に対する支援を今の制度継続してもらう、このことがやっぱり一番大事なことかなとそんな風に思っております。

とにかく全国で初めてのケースのこの支援センターでありますんで、色んなケースのことをやっぱり担当それぞれ、法務省とも、観察所とも今相談させていただいてますから、そういう中から何らかのいい方法を見出してですね、沼田の中で活用って言いますか生活をしていただけるような､そういう努力もさせていただきたい、そんな風に思っております。

したがって、今当面はその終わった子ども修了した子どもを沼田の農業、農家に従業員として行った時に、どういうその支援を国としてやってもらえるかということの、農水だとか、厚生労働省それらの全体を見ましてですね、私どもとしてやっぱり要望するところはきちっと要望させていただいて、出来るだけ受け入れた農家の負担軽減をしていきたいとそんな風に思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。次６番、上野議員、「まちづくりについて」を質問して下さい。

○６番（上野敏夫議員）６番、上野です。まちづくりについてちょっとお伺いさせていただきたいと思います。沼田町の持続可能な財政運営を行う為にも、町民、住民の色んなこう肥えた目線を取り入れ、今まで以上に町民の声を聞く必要があると思います。まちづくり懇談会も過去から見ると縮小し、回数が減り、町民の参加者も少なくなってきてると思います。なにか細かな気配りをしていくことにより、町民の声が反映されるんでないかなと思います。またあの、議員、行政職員、まあ役場の職員ですけども、もちろん住民の町民ちゅうか住民ちゅうんかその責任においても、より重要になってきて益々自治体、自治体ちゅうんか町民の覚悟が試される時代背景があります。このことからも沼田町の財政運営がとても大事だと思っております。今国の会計基準が変わり、夕張のようにならないためにも早く国の指導の中にあるように、公会計が法律化、法律成立され沼田町ではどこまで取り組まれているのか、現状をお聞かせいただきたいと思います。

また、この会計には独立地方法人、更に第３セクター、一部事務組合、広域連合

も対象の範囲に入り沼田町も多くの会計を持っています。従来の公会計から複式簿記になり、これも全部連結ベースでの作成になり、国は人口３万人以上の地方公共団体は平成２１年までですけど、沼田町のように３万人以下の町は平成２３年までに作成することに決まっていますが、国はその２３年まででなくて早急に出しなさいといわれてるようです。

また、その会計基準ですけど色んなその会計基準のその方向があるんですけど、沼田町はできたら基準モデルを取り入れるべきと私は思っております。大変なんですけど、このことによって将来安定したまちづくりが出来ると思います。又更にその中で公有財産、台帳を把握し、管理し今後は多くの施設を中心に効果的な維持管理や計画的な大規模修繕等が的確に行われて、行くように資産としての施設等に対しては金額情報も含む固定資産台帳を早急に整理し、資産毎の耐用年数を明らかにする必要があると考えられます。これらのまちづくりについて町長の考えをお伺いいたしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ちょっとあの、最後まちづくりとどうもわからない部分がありますけど、その部分については落ちるかも知れませんけども、ご了承いただきたいという風に思います。

将来を見据えた財政運営ということでご質問があった訳でありますけども、私どもはあの既に皆さん、議員の皆さん方ご承知のとおり我が町再生プランを掲げてですね、２２年までに健全財政をどうやって維持しようか、それぞれの行財政改革もしっかりとやりまして、今毎年公表しておりますように何ら指摘されることもなく会計の運営もされておりますんで、全く健全財政であります。それからご指摘のように備品台帳、固定資産台帳だとか、こんなものは当然あのもうありますから、今更そんなものは作りなさい作りなさいとかそんなことでなくてですね、私どもとしては複式簿記を自治体に取り入れるの、２３年までちゅうのは初めて聞きましたし、どうもこの全体の質問の内容がよく分からない、もうちょっと詳しくもしあれでしたら休憩を取ってでも良いですから説明をいただければ答弁をさせていただけるかという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）上野議員のご質問の中で、いわゆるまちづくりについてという中でいわゆる公会計制度のお話をされておりました。まず基本的に公会計制度、これを導入をするのは法律義務ではございません。これを国は平成２３年の秋までに導入をしろと、あくまでも努力義務の範疇だという風に私は理解をしております。そんな中で、この公会計制度が今の財政の仕組みに取って代わるものではございませんで、あくまでもバランスシート等いわゆる４指標、４表を取り込んだ

ものを作り上げなさいと、いう趣旨でございまして、このことでいわゆる財政的な運営の見方の切り口が変わるということだという風に理解をしてございます。その中で当然おっしゃられてたとおり、固定資産、いわゆる町有財産としての固定資産の洗い出し、こういったものは今作業を進めてる最中でございます。国の方が急げという風に言っておりますのは、あくまで健全化法に引っかかる、つまりは早期健全化団体に近い団体、これについては早急にこの公会計制度の中でいわゆる４表を整理をするようにという風な事は、これはあの国から通じて言われてるはずだという風に思っております。私どもの町については健全な中で推移をいたしてございますんで、道との話の中でもこれは２３年の秋までに整備を進めますと、いうことでの回答をしてございます。公会計の中身、どれを使うかということにもある訳ですけども、私どもは基準モデルでなくして総務省の総務省改定モデルこういったものを、念頭において進めようかという風に考えております。このようなことで答弁になってるかどうかわかりませんか現状としてのお話をさせていただきました。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野君。

○６番（上野敏夫議員）今あの財政課長からある程度詳しく理解して、教えていただいたんですが、その４表っていうのはこれは沼田町で９月の時かなんか説明受けたような気しておりますけど、その他に連結ベースとか複式簿記の関係もすることによって、誰が見てもこうわかりやすい、というのは過疎債とかその町の借金っていうんか借りてるお金を今のところは町は恐らく収入に入れてると思うんですけど、一般企業っていうのはそれは結構負債の方に扱うことに、貸借対照表の扱いが今度変わるようになれば、こう町の財政、今は健全といえどもやっぱりこう固定資産台帳をきちっと整理し、土地、農道、その他のあれを全部出して、出してるって言われたらですけど、本当に全部出てるのかなと私ちょっと心配しておりましたんで、ま出てるちゅんであればそれ以上聞く事は出来ないですけどね。それと公会計については分かり易い早めな複式簿記を取り入れて欲しいのと、モデルについては今財政課長が言われた改正モデルっていう事なんですけど、いずれは基準モデルになるんでないかなっていう私気がしております。

それとあの、まちづくりについてこの町民の意見、私の他に、他の２名の方もこう質問、似たような質問されると思いますけど、町民の声を聞くっていうことを町長どのようにきめ細かなことを考えて欲しいって、私１回目に質問してるんですけどそのこともちょっとお聞かせもらいたいのと、更にその方法としてプロポーザル方式っていうのが、色んなこう取り入れられて、確か会長が、横山会長が何か質問した経過があると思うんですけどね、町民の声を沼田の小学校の新築構想に取り入れてみるっていう、例えですけどね、これを入れることによってこのプロポーザル

を入れることによって、町民のその肥えた目線で、町民の考えを多く聞くために取り入れて、そしてコストが安く維持費の少なくなる建築物の設計を選定できるように複数の者に企画を提案してもらえ、その中から優れた提案を行った人を選定し、全町民で教育施設を作るように、考えることによって町民が参加しそして活気が出てくるように思うんですけど、このようなこう例えばですけどね、学校の新築もしかすることになれば出来るだけＰＴＡを中心の中でこのプロポーザル方式提案型を取り入れてみるちゅうのもまちづくりのひとつかなと思いますけど、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）ちょっと質問者に整理して質問してもらうようにお願いします。で、財政の方については財政運営については答弁明確にされてますから、いらないと思いますので、町民の声を聞くっちゅう点では町長の方から答弁ありましたらお願いします。

○町長（西田篤正町長）はい、あのせっかく質問の通告制がある訳ですから、もう少しあの答弁が出来るような通告書を出していただくことをお願いしたいという風に思います。

私どもとしては色んな機会に住民の皆さんに意見っていうのは聞いてるわけでありますけども、ここに書いてありますようにまちづくり懇談会をやってもですね住民の皆さんの参加は非常に年々落ちております。したがって回数も減らしておりますし、開催場所も限定をして今やっておりますが、必ずその折に言っているのは、希望があればどんな小さな会合、あるいはどんな小さな部落、町内でも出向いていって説明をしますよと言うことを必ず付け加えてお話をさせていただいております。しかしながら後ほどの質問にも関連ありますけども、教育委員会、議員の皆さん方のそういうご意向を私ども汲んで委員会であの町の職員私どもを始めですね、それぞれ出前講座で派遣をしますよという制度もやってますけども、この３年間申込はゼロだということでありますから、私どもとしてもやっぱり色んな手を打ってはいるんだけれども、中々住民の皆さんの反応がそこまで行かない、これはあの農家の皆さん方も非常に忙しくなったせいだろうという風に思いますが。従来ですと市街地はあんまり集まらなくても、農村部に行きますとですねかなりの人数の方が集まっていただいて、ほとんどあの欠席者がないというようなところもあるぐらいの盛会でまちづくり懇談会をさせていただいておりますけども、そうした世間、世の移り変わりの中でそういうこともあるんだろうという風に思いますけども、色んな機会にですね例えば今回の学校の問題につきましても、おっしゃられるようにＰＴＡの役員の皆さん方のご意見も聞かせていただきましたし、教育委員会あるいはそれぞれの団体のご意見も聞かさせていただいておりますんで、あらゆるこの機会を捉えてですね住民の皆さんの多くの意見をやはり町政の中に反映させる、そういう努

力はさせていただいておりますが、実態としてそういう状況にあるということをご理解いただいてですね、是非あの議員の皆さん方のご協力をお願いしたいなとそんな風に思っております。

先般自治振興協議会の役員との懇談の中で、議員の皆さん方にもやはり積極的にやっぱり自分達、自分の支持者に対してですね町政の現況、あるいはこの大きな問題に対して自分がどういう判断をして望んだのかということも聞かせて欲しい、そういうことを町長から自治振興協議会のからそんな話があったということ言ってくれという話でしたので紹介しますけども、これはまさに私どももそういう色んな工夫をしながら町民の皆さんの意見を出来るだけ多く集約する、それと議会の議員の皆さん方もそれぞれの地域や、なんかの機会お聞きいただいてですね、議会のこういう場で反映していただければより町民の意見が反映されたまちづくりになっていくのかな、そんな風に思っておりますので、双方でやっぱりお互いに努力しながらまちづくりについての努力をさせていただければそんな風に思っておりますので、よろしくお願い致します。

それからプロポーザルっていうのは、よく使われるのは建設、例えば学校を新築するような時のプロポーザル、公募制なんですけどもね、それは一般の意見を聞く時にこのプロポーザルというのはなかなか言葉としては馴染まないだろうという風に思います。このあの小学校の建て替えについてのですねその方式等については、またあの相談を、建設課の方からまた説明があろうかという風に思いますけども、実際として私どもとしてはこの小さな町でその公募をしてっていうようなことよりもですね、色んな機会にいろんな団体の皆さん方、あるいはＰＴＡなら学校であればＰＴＡの総会の折とか、そういうようなところを利用してどんどん意見を集約するっていうことが、まず適切な方法かなとそんな風に思っておりますので、そうした事は小学校の建築にあたっては前にも約束しておりますように最大限町民の皆さんに意見を聞いて特色のある学校づくり、こういうものに努力をさせていただきたいという風に思ってますのでご理解をいただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○６番（上野敏夫議員）最後の、最後ちゅうかプロポーザルについて町長、沼田町はちょっと無理だっていう、無理っていうんか、まあちょっと出来ないような言葉聞こえたんですけど、私の知ってる設計してる会社では、公園だとか、建物でもそれぞれの設計会社が提案をして、町民に例えば木を植えて欲しい、例えばこういう備品が必要だ、色んなこう設計会社と色んな設計会社があった中でこう、コンペをやった中でこう建物建てたり公園を作ったり、色んなこう物を作っているっていうことをお伺いしてて是非沼田もそういうような制度を早急に取り入れて、できたら学校からスタートしたらいいかなと思って私は例として挙げたんですけどね。その

ことによって町民が思ってることがなんか行政に反映するような機会を作らないと、なんか町ってこう背中合わせになるような、行政と背中合わせになるような気しておりますので出来るだけ町長、出前講座やるっていうことで、問い合わせがないってそれで終わるんでなくて、どんどん積極的に足を運んで行くっていうことと、を考えて欲しいというのと、プロポーザルを是非取り入れるちゅうことは出来ないでしょうか、学校で。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）申し上げたように、その足を運ぶというのは相手のあることでありましてね、私どもの方が行きたいと言っても、今回は結構ですと言われたらこれは行くわけには行きません。非常にやっぱりあの地域の皆さん方もですね、ほとんど働いてる方だろうという風に思いますんで、共稼ぎだとかそういう状況の中でせっかくの休み､あるいは夜そういう時間帯は例えば子供との会話に使いたい、あるいは買い物に行きたいとかっていろんなことがあるんだろうと思いますから、その強引にですね無理やりそのなんとしてもやらしてくれって、そういうことには中々ならんと思います。ですから私どもとしては手段としてそういうことを、もっともっとこう住民の皆さんに伝えてですね、本当に町としては色んな機会に行く用意がありますよということを、その広報なんかを使ってやる、この事はやらんきゃならんという風に思います。それと併せて昨日行政区長会議の中でも今申し上げましたように、どんなことがあっても私どもは出かけますんで、どうぞあの呼んでくださいと色んな機会に、ですけど中々そういうあれがないということですから、その辺は若干ですね方法等もまた考えさせていただきたいなとそんな風に思っております。

　それから小学校についてのプロポーザルについてはですね、時期的なこともありますし､どちらの方法がいいのかこれはあの後ほどまた十分検討させていただいて、説明させていただきたいな、そんな風に思っておりますけども、いずれにしましても住民の皆さん、あるいはＰＴＡの方の皆さん方だとかそういう意見を聞くというのはこれはもう間違いなくやらなきゃならんことでありますから、そういう意見を聞いて皆さん方が納得の行くような状況、それから町の財政が許せる範囲でこういうものこういう方法で行きたいそんなことを説明しながら進めたいと思いますけども、今ご提案のあった件についてはちょっと内部でも検討させていただいておりますので、機会あればまた担当の課の方から説明をさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。７番橋場議員、「介護保険の新基準による判定で結果はどうなっているか」を質問して下さい。

○７番（橋場　守議員）７番。実は今年の３月議会で示された予算というのは既に

国の指導によって４期目の予算が組まれてしまったんですよね。私うっかりしててそのあたりしっかり質問できなかったんですけれども、４期目の制度作るにあたって国はあのとにかく、サービスを受ける人を少なくすると、国の支出を減らすという方向で色んな形で制度改悪をしてきましたね、それで実際には矛盾してるんですね､例えば介護受ける人がサービスを受けると､それが予算にふくらまっていって、保険料が高くなるし、それから介護受けると、サービスを受けると１割自己負担になると、これらが全部かぶさってくるわけですね。ですから予算が今年の予算を見ると前年度対比でいうとほとんど変わってないんですね。高齢化率がどんどん増えていってるのにね、介護保険のこのサービスの部分の金額が全然増えてなかったちゅうのが気付いたあれなんですよ。これはやっぱりね、大変なことだなと、要するに高齢化率があってサービスを受けたい人がたくさんいるのに押さえられるっていう形がね、国の指導でやられてるんでないかと思うんです。決算の時か確か聞きました、そうすると新しい認定審査をやるのにはこの基準っていいますか、基準日っていいますかね、要するにね介護、前回の介護を認定された月日が今年見直すって事で新しい審査に当てはまるんですね。ですからいっぺんにここに沼田町の介護を受けてる人たちが、いっぺんに変わっていくことではないっていうことを聞かされました。それでその後何か月か経ってますんでね、その後の状態はどうなっているのか、介護度が軽く判定されるっていうね、そういう傾向が生まれてるのかどうかちょっと、聞かせていただきたいと思います。

それから、国民の批判によって色々と手直しをするんですけれどもね、部分的なんですね、やはり本来介護、医療の問題、社会保障全てがね国の責任においてやられなければならないのに、サービスを増やすとそれが国民の負担増に繋がっていくと、こういう状況をやっぱり無くするっていうことをね、今度新しい政権に対しても強く要求していくべきだとこういう風に思ってるんですが、町長の見解を聞きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）前段のあの基準になってからのその経過の中のですね、どういう風に認定なってるかということについては、住民生活課長の方から説明をさせていただきますが､現在のその経済状況非常に不況だ不況だっていいますけども、やはり私個人的な意見としては、今橋場議員がおっしゃるようにですね、そうしたその社会保障の充実って言いますか、その保障っていいますかね、こういうものが非常に欠けてる事によって、やはりあのお金を使うのを控えたりですね、購買力が落ちたりするのは大きな要因のひとつになってるんで無いかなそんな風に思っております。

これはあの、やっぱり将来に対する生活の不安、こういうものがやっぱりその引

き起こしてるだろうという風に思いますけども、その元になるのはやっぱり年金ですとか医療ですとかですね、そういう面の社会保障をきちっとやるという事がやっぱり大事な要件なんだろうという風に思います。町村会でもやっぱりそうした意味でのですね、年金の充実ですとか、あるいは医療の問題ですとかですね、それからあの介護保険、高齢者の医療制度を含めた総体的なその物の考え方をしっかりと国にやって欲しいと、そういう要請は従来からもやっておりますので、引き続きやっぱりあのそれこそあの多くの皆さんのご意見を聞きながらですね、そういう要請をさせていただきたいなという風に思ってます。ここに書いてありますように政府の方針をよく確認しという風になってますけど、なかなか今政府の方針がまだまだ分からない状況でありますので、そういうものが出てきた折にはですね、町村会かなりやっぱり今発言力増してますんで、町村会挙げてですね対応させていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）よろしいですか、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）ご質問のございました認定の関係でございますけれども、４月の１７日に厚生労働省の方から要介護認定の方法の見直しに伴う経過措置ということで、軽度に判定される方につきましては以前の判定を維持できるといった経過措置が取られてございます。それ以降、９月の３０日までに再審査にかかりました方でございますけれども、全ての方が前回同様若しくは重く判定をされてございまして、軽度に判定された例はございません。１０月以降につきましても、改訂版のソフトがでてまいりまして、それに基づいて判定をしておりますけれども、現在７名更新の判定を行いまして、これにつきましても軽度に判定された方１名いらっしゃいますが、これは明らかに身体状況が改善をされた方でございまして、それ以外の方は前回と同様の判定という結果になってございます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○７番（橋場　守議員）他のところでは軽度に判定るところが多く出ているんでね、それは十分注意してやっていただきたいと思います。

　町長の答弁で納得したんですけれども、ありがたいなと思ってるんですけれども、国からの指導としてね、新しい計画を立てることやなんかに対する指導が色々とあったと思うんですけれども、その中でですね介護保険特別会計への色んなことを、これは駄目、あれは駄目と言ってね大きく言って３つ駄目だと言われている、そういう指導受けるみたいなんですけども、例えば保険料の全額免除そんなことをしては駄目だと、いうことやらそれから、資産の審査なしで一律減免は駄目だと、それから一般会計からの繰入は駄目だとこういう駄目駄目ということいで強い指導があるという事を聞いてるんですよ、その場合ですね改定の、保険制度のこの介護保険制度の中には一切それはうたわれてないんだそうですよ、国が色々強い姿勢でこう

駄目駄目といってくるけどね、根拠は全くないということでやっぱり、やはりこれ以上この人にはこれ以上の介護負担を掛けられない、金銭的な負担を掛けられないというような人は町で独自でやはり､免除制度を作れるという事になっているんで、そういうあたりの指導についてはどうなってますか。

私が読んだその論文はね５月時点のあれですからね、改定される前にねこうなりますよということの、物なんでね、文章なので、今になったら新しい政権が出来た関係でね､そういう指導がなくなってるのかもしれませんね､ただ国の方向として、自民公明が政権を執ってたときにはね、こういう方向でやるという方向だったらしんですよ。是非ねそれらのことがないようにね、課長会議、担当者の会議なんかでもねやはり住民の立場、この沼田町民代表としてね臨んで欲しいなということを要請させていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に「後期高齢者医療制度の廃止を要求することについて」を質問して下さい。

○７番（橋場　守議員）ここに本当は後期高齢者医療制度は去年の６月ですか、参議院で民主、社民、国民新党、共産党、４党でね法案を出して可決されているんですね。その時にはね即時これを廃止して、老人保健法、２年前までやっていた老人保健方に戻すというね、決議がされていたんですよ。ところがね、ここに民主党の政権交代でこうできることでね、あるんですけれども、後期高齢者医療制度を廃止し医師の数を１．５倍にしますってことで、明快に公約として出してるわけなんですね。ところが、今の段階になって新しい法律を作る、これに替わる法律を作るためには２年かかると、先延ばしされてるんですよね、これはやっぱりね許されるべきことではないと思うんです。ここに書きましたけれども、６月の参議院に法律を出した時にですね、自民党、公明、両党から新しい制度を提案しなければ無責任だという追及があったんです、新しい法案できないで廃止って出しましたね、しかし廃止だけでなくて元の法律に戻しなさいということですから、実際には新しい物があるんですよ先にはね、ところがそれで新しい制度を提案しなければ無責任だと追及されたことに対してですね、答弁に野党が提出すると、与党が質問するわけですね、その法律について。その答弁に対して、民主党の議員がすごく勢いよく反対の答弁をしてるんですね。要するに今火事になってその家が燃えてるのにね、これを先に消すことをしないで火災の最中にね家、その家の設計図を作るってそんなことができるかちゅうことで、反論してたんですね。ところが今、それと同じ事を民主党がやろうとしているんですよ、やっぱりこれはね即時廃止するべきだと私は思っています。町長もこの点でね町村会などでもっと、随分やっていただいていると思いますけれども、是非廃止の方向へですね早く、先延ばしをしないで廃止するようにということを強く求めて欲しいと思うんです。厚生労働省の社会保障審査会、審

議会で後期高齢者の医療のあり方に係わる特別部会というのがありまして、そこでは他の世代とは違う後期高齢者の特性っていうことを三つ挙げてるんですよね、前にも話しましたけれども。ひとつは老齢化に伴う治療の長期化、要するに金かかり過ぎるんだと、それから複数の慢性疾患が見られる、ふたつ目に多くに高齢者に認知症の問題が見られる､だから金かかってしょうがないんだということなんですね。で、いずれ避けることのできない死を迎えるから、だからそんな医療あまり制度、医療やる必要がないんだと、こういうことでこの法律を作ったちゅうことはあからさまに言ってるんです。厚生労働省の担当者は制度導入の狙いをですね、将来、これは各省に行って説明する段階で担当者が言ってるわけですけども、将来６０兆円にもなる医療費を抑制するためのものだと、この制度はこれははっきり言ってるんですね、医療費が際限なく上がり続ける、続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと、いってるんですよ。要するに病院どんどんかかれば保険料上がるし、それから自己負担も、１割負担ですけどね、これもどんどん上がっていくんだよと、そういうことを自分で感じて欲しいんだという事をね、ためにやったんだと言う事をですね、これは０８年１月１８日石川県の講演で老人医療企画室室長補佐の人が言ってるんですよ、だからとにかくこの法律は病院にかかるんだったら保険料上がるんですよと、保険料上がるの嫌だったら病院にかかるなっていう、そういう制度なんですよね。これを１日も早くやっぱり廃止してね、元に戻すということを強く求めて欲しいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）前々回も質問があったかという風に思いますけども、私の個人的な意見としてはやっぱり後期高齢者医療制度っていうのはやっぱり廃止すべきだというのは前から思っております。ただ、これを直ちに廃止してですね老人保険に統合するという事になりますと、また様々な問題がありますし、何よりやっぱりシステムを改修するっていいますかね、老人保健制度のシステムもう既にもう廃棄してるんだそうですよ。ですからそこに戻すということになるとまたそこで新しいシステムを立ち上げんきゃならない、これがまた膨大な金なんですね。当然今やってる後期高齢者のシステムを作るのも、ご承知のとおりもう大混乱してやっと今落ち着いた状況なんですよ、ですから町村会としては後期高齢者制度っていうのは統合することについてはもう賛成なんですね、他に全体でも統合しなさいというのは賛成なんですけども、今またシステムを変えることによって、市町村にそれだけの負担を掛けるってことは絶対駄目だって今言ってるんですよ。国が責任を持って全部の金を国がみてやるんだったらそれは良いですよ、そういう話をしてますけども、そうはならないみたいですね。ですからその辺が一番ネックだろうという風に思うんです。

町村会１０月にあの、全国の町村会要望してる内容をあれしますとですね、新しい制度を作るって事は容認してるんですけども、今回と同じように都道府県を軸にしてやってくれと、市町村単位ではないという要請とですね、それから保険者を統廃合を全部進めてですね､要するに全国一律１本にしなさいという要望なんですよ。そうした医療制度を作ることによって後期高齢者が特別扱いだとか、そういう事がなくなるだろうとそういうような考え方で国に対して要望しておりますので、今の政権は２年間待てという話してますよね、２年間はたしてまって良いのかどうかということも含めてですね、国の財政的な負担の面からも町村会としては盛んに今やり取りしてますんで、この動向についてはまた、それぞれそういう動向はっきりした時にまたお知らせしたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○７番（橋場　守議員）老人保険法いつ出来たのかって調べてみたら、１９８３年なんですよね、１９８３年からね中身はどんどん変わってきてるけど、制度そのものはちゃんとあるんですよ。だからね、そういう色んな困難があるんだちゅうことは私はちょっと通用しないんじゃないかと思うんですね。１９８３年２月に実施されたんですけれども、それからずっとその時には入院費は１日３００円、これは２ヶ月限度で、それから月が替わるごとに外来では１ヶ月４００円なんですよ、この老人保健法が始まった最初の時点ですね、こういう風にねず一っとそれから続けて負担金額がどんどん変わってるんですよ、大変な変わりようになってるんですけどね。それは制度そのもの同じになって負担だけ増えてきてたんですよ。この１９８３年前にですね、約２０年前にある村で老人医療費無料にしたんですね、岩手県今西がなんとかっちゅう町になって合併してますけど、沢内村でもってね１９６０年に６５歳以上のお年寄りの医療費を村独自で無料にしたんですよ、それから後３年後にはね６０歳以上のねお年寄りの医療費を全部ただにしたんですよ、それでその時にねお医者さんたちがね、とんでもないとそんなことやられたら、無料にされたら困るちゅうことでね、色々と裁判にかけるって騒いだんですよ、その時にね沢内村のその時の村長さんがね深澤晟雄さんちゅうんですけども、この人が今の健康保険の制度にね国保の制度から言うと違反してるかも知らんけれども、少なくても日本国憲法の２５条からね命を守るという立場に立ったら私は違反してないと、だからその医者達がね訴えるんだったら訴えて来いと、最高裁まで戦ってやるぞってこういう発言をしてるんですよ。それからですね、国がもしやらなくても、やらないんだったら私がやりますと、で沢内村がやったら必ず国は後から付いて来るだろうと、こういう発言してるんですね。実際にそのあと何年か経って国は７０歳以上のお年寄りの医療費を無料にしたんですよ、だけど色々とやって１０年間でその無料化をやめたんです。で出来たのがこの老人保健法なんですよ、ですから長い間ね実

施してきてますからね、そんな面倒くさいことないと思うんですね、それを知ってるから元に戻すっていうことをね、参議院では決めたんじゃないかと、野党の人たちはね。私はそういう風に思ってるんで、是非とも早くですね、元に戻して将来はやっぱりお年寄りの医療費は無料にするっていう立場でやるように是非要求して欲しいと思いますがいかがでしょう。
○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。
○町長（西田篤正町長）私ども詳しくその状況等把握してるわけでありませんけども、色々な参考資料として出て来るあれを見ますと、システムですとかあるいは保険者の移動ですとかそういうものを考えると約２年間かかりますよと、ですから厚生労働省も２年間の猶予を持って新たな制度にしたいという、今一旦その老人保険制度に戻すとなると、戻してしまうと新しいその、今町村会が言ってる全体を統一した組織に、保険者しなさいという時に、また改めてそこへやるという手続きがいるということですね。そんなことの説明もあるもんですから、内容もう少し勉強させていただいてですね、不合理な点があるんであれば、正さなきゃなりませんし、私の思いとしてはやっぱり１日も早く後期高齢者制度はなくした方がいいという思いでありますから、そういう方向で町村会の会合等で、また臨ましていただきたいという風に思います。
○議長（杉本邦雄議長）次、「ごみ処理問題について」質問して下さい。
○７番（橋場　守議員）もう１１月の３０日ですか、新しい組織を作って、計画書みたいのもなんか作ってるみたいですね、３組合の協同の一部事務組合議会ちゅうのはなかなかあの住民との距離が離れてしまって何をやってるのか見えてこないんですよね。これは本当にまずいなと私は思ってるんですけれども。エコバレー歌志内のやる時にですね、党の私達の岩佐っていう議員が来て色々とお話しをしてくれたんですけど、これは時代に逆行してると、ゴミを減量しなきゃならんちゅう時にねゴミを燃やすと、増やしてもらわんかったらこれが維持できないちゅうのはねこういうやりかたはね、いずれ解体してしまうでしょうということを言ってたんですよ、でそれがそう言うとおりになったんですけれどもね。今度は民間ではなくて、公営ですからね、民間は儲けなきゃならんからやっぱりゴミもっと持って来いって事になるんですけど、公営でやるとやはりそういう訳にはいかないと、ゴミを減らさんきゃ、立場に立たんきゃならんという事になるんですけれどもね、計画を見ましたらあれなんですね、莫大に大きな物を作るんですね。あまり変わらないくらい大きなもの作って､それでその計画書の中でですね､一番問題なのは計画を立てる、基準になるのは平成１９年、２０年ですか。そして２０年間の計画なんですね、その２０年間の計画を取ってたらね、あの今住民がねそれぞれどんどん過疎化していっているんで、今の人口が保てるのかって言ったらそんなことなってないでしょ。

ですから将来どうするんだと、これからどんどんどんどん人口が減っていってしまって、でかい物を作ってね片方休めるとそういうことになるんでないかと、やっぱりもっと今までの方式ではなくて、できれば地域のゴミは地域で処理すると言うね、そういう方向少しでも議論されたんでしょうか。でそれをねちょっと聞きたいと思います。

要するに大きいやつでやると熱量、ダイオキシンの問題なんかありますから、一定の温度上げなきゃならんですね。そうするとどうしてもゴミを増やさんきゃならんちゅう立場になります。沼田町は歌志内が遠いもんですからね、ゴミの問題は中々議論になってないと思うんですけれども、これからの問題としてはやっぱり町の立場からもですね、いかにゴミを減量するかっていうと住民とのねそういう話し合いが必要ではないかと思うんですが、町長どう考えておられますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）質問のですね、地域のゴミは地域でということこれは全く賛成でありまして、今の計画がですねそれぞれそういう将来的な見通しを立てて計画を立ててるんだろうかというご質問でありますけれども。とにかく今なんて言いますか、北海道知事、あるいはあの環境省の許可をもらうために一定のその計画書を作らなきゃなりませんから、その段階で細部に亘っての検討まではまだいってないと思います、これから委託をしますんでね。その中で将来的にどうするか、という事を考えていかんきゃならんと思いますけども。おしゃるようにゴミを出さないというのが大前提だと言う風に思いますので、それぞれの今の構成する３組合があるんですけれども、広域連合に変わって運営するわけでありますが、その中で本当にゴミの収集に、あるいはその分別をですねどういう風にするかって言うことの論議は全く今してませんので、これらはこれからの問題だろうという風に思います。これはぜひやらなきゃなりませんし、それからあのやがて今私どもが来年の年、４月新しい年になりましたら、年度になりましたら、進めんきゃならないのはですね、リサイクルセンターの今あのゴミを全部妹背牛に出してそれから深川へ運んでるんですけども、リサイクルですね。これが今直接搬入されるようになりそうなんです。そうしますと当然その分別の方法が全部違うんですよ、他の４町のうち、他の町はやや深川に似てるんだそうですけれども、沼田もう独特の方式なんですね、かなりやっぱり住民の皆さんの理解を得なければやれない。それから今の大型ゴミを年に２回やってますけども、これも中々やっぱり向こうとしては受け入れ難い。要するに大量に来るやつを処理するったらひどい人件費かかるんだそうですよ、そういうことも日常的に出来ない、そういうことが年間２回といってもやっぱり受け入れることが出来ないという方針もあるようですから、様々な形でですね、基準ではこうかもしれませんけども、私どもの町としてはこういうようなそのゴミの収集、分別

で行きましょうっていうことをやっぱり住民の皆さんの意見を聞きながら新たにやっぱり決めていかなきゃならないだろうと、そんな風に思っておりますのでこれはあの年度明けましたらすぐあのそういう対応をさせていただきたいなと言う風に思います。できるだけやっぱりゴミは出さない、これ出しちゃうとまた負担金が跳ね返ってくるんですよ。町の税金を払ってるわけですから、当然今おしゃられたように１９年か２０年かの基準で、新しい今の基準設けられるんですけども、要するにその年の翌年翌年の排出量によって今度負担が変わってきますんでね、できるだけやっぱり地元から出さないという方針で行かんきゃならんと思いますので、十分その辺はあの論議をさせていただきたいなという風に思っております。
○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。
○７番（橋場　守議員）そうなんですよね、ゴミを出せば負担金が増えて大変な町民税を使ってしまうわけですからね、やはりゴミを出さないちゅう方向でいかなきゃならないんだけれども。今の状況で行くと２０年先同じ、向けて計画出してるわけですからね、ぜひあのねエコバレーが駄目になった時にね、岩佐さんが来た時にこうやって言ったんです、ここ駄目になったらもう北海道なり、東北なりね大手がどんどんささってるよっていうんですよ。だからね、結局小さいやつを作るっていう方向が向かないらしいんですよ、エコバレーに日立が来た時もねやっぱりそういうことだったらしいんだね。だから本当はその地域の処理をするっていう方向で、道が本当は指導しなきゃならんのにね、やっぱり大きなところがやっぱり相当ささりこんでるらしいんですよ。ぜひそんなことも考えて、条例が出ますしそれには反対しなきゃならないなと思ってるんで、そんなところで次に移りたいと思います。
○議長（杉本邦雄議長）はい、次の「町営バスの運行と臨時職員との雇用契約書について」質問して下さい。
○７番（橋場　守議員）申し訳ありません、これ雇用契約書についての契約書のこっちの方は削除してもらっておいたんでよろしくお願い致します。
　町営バスと年末年始における運休を聞いてみたら、１月１日しか休まないんだそうですね。これはあの委託にしてるところでなくて、町直轄の路線だけなんですよ、の話なんですけど。実際に運転手さんに聞いたらもう本当に空気運んでるような感じで、嫌だと、もったいないなという話なんですけれども。だけど、運休は１月１日のみだっていうんですよね、これ本当なんですか。そうするとね、ここに書いたようにね住民の皆さんにね、訴えて理解を求めてもらえれば、３１日もそれから、２日は初売りがあるからね、これは難しいか知らないけれども、３日は休むとかっていってね、やはりそれぐらいのことをしたら町民の人は許してくれるんでないかと思うんですよね、協力してくれると思うんですよ。そうするとバスの運行の経費も浮くし、ということで私は考えてるんですけれども、これはどうでしょうか。

それからね、町営バスの時刻表作る際、運転手さんの意見やなんか聞いてるのかどうかっていうとなんですけれども。例えばね、滝川から来るバスのお客さんを碧水で引継ぎ、接続しての便があるんですね。その便の中でですね、例えば北竜線で１６時３０何分のが、１６時台のね、５８分ですね、それは向こうから、滝川から来るバスとの接続があってだそうですよ。ところがもう定時に来たことがないんですって、ほとんど待ってなきゃならん。でそういう組み方があるんだろうかっていうことですね、要するに初めから向こうのバスが来ても、十分乗り換えできるような少しぐらい遅れてもね、乗り換えできるような時間帯にすればですね、あんまり待ってる人いないかも知らんけれども、途中で待ってる人はきちんと何人もいるんだったら大変なことなんですよね、こういうこともあるんだよということを聞きました。そういうようなことをやっぱりですね、それから、実際にこの何本もある中でもね、この便が本当にいるんだろうかと、ほとんど乗ってないよちゅうなのがあるんですよ。そういうことをやっぱり運転手さんに聞いてですね、あるいは統計を取ってもらったりして、このところはあの休止しても町民の皆さんには影響ないんでないかと、あるいは許してもらえるんでないかってね、こともあるんでやはり是非ね時刻表作るときにはそういう人達の話もね、町民の話も聞いてね作った方が、作ったちゅうよりも運行しなくてもすむとこが出来んじゃないかと、思うんでそれらについてお聞かせしたいと、してもらいたいと思います。

それから３番目ですけどね、臨時職員は２人なんですね。で実際には有給休暇与えなきゃならないんですね、だけど２人で代替の人が居るんだろうか、この人たちが休んだ時にね、休みたいという時に、そういうことがどういう風になってるかそれをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）２番目、３番目につきましては建設課長の方から後ほど答弁をしていただきますが、基本的にその年末年始のバスの運行、実際には東予線は小学校の冬休み期間中は全面運休しておりますし、北竜線も今年はですね行政区の理解を得て１２月３１日から３日まで前便運休ということで対応させていただいてるそうであります。したがって、幌新線は別ですけども、そうしたことを考えながらやっぱりこう路線のその運休等を考えてるわけでありますが、やはり今橋場議員おっしゃるように商工会が２日の日に大売出しをやったりですね、そういうようなときに交通を全部止めてしまってるとなるとまるでいじめをやってるような感じになりますんで、いろんなことを考えて対応しなきゃなりません。それであの更新線、共成の方面ですね、これはあの１８年度３１日は１人、２日はあの１日は休んでますんで２日が２人、３日が０、１９年度については３１日４人、２日に３人、それから３日に１人、それから去年から今年にかけては３１日が０で２日が３人、３日

が２人というふうになっておりましてですね、これはあの中々あの運転している方がおっしゃったいう風に聞こえますけども、実際に地域の皆さん方にその相談しますと、行政区長さんはやっぱり運行してくれという事になってしまうんですね。あのいつ出かけるようになるか分からない、その時に交通の便がなかったらどうするんだということになりますんで、今のところは１日だけですけども、東部方面のあれですから議員さん３人でてらっしゃいますんで、まずあの議員の３人の皆さんに今の意見を確認いただいてですね、まず相談をさせていただいて年末、今年は間に合わないかも知れませんけども、明年に向けてのですね、対応を橋場議員おっしゃるように２日を除いて３１、１日くらいは休めれないかということだという風に思いますんで、相談をさせていただきたいという風に思います。あとご質問ありました２、３については課長の方から答弁させていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○７番（橋場　守議員）限界集落の問題ありますけどね、沼田はまだそこいってないと思うんですよね、限界集落になるとさやっぱり、昼間運転できない人達がたくさん居るちゅうことになるから、しかし沼田の場合はそこまで進んでないし、正月になったらたくさん子ども達も帰ってくるんじゃないかと、だからその人たちお願いするちゅうことでね、休めるんじゃやないかっていう話なんですけども、ひとつ考えてみてください、終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、ここで暫時休憩１０分間致します。２０分から再開致します。

休憩　１４時１１分

再開　１４時２１分

○議長（杉本邦雄議長）再開を致します。１０番渡辺議員「職員の研修について」質問して下さい。

○１０番（渡辺敏昭議員）１０番、渡辺です。まず職員の研修についてということで、町長に考えをお伺いしたいと思います。このことは幾度となく一般質問にも出されていますし、中々町長には受け入れてもらえない案件ということで、見方を少し変えて今日は臨もうかなという風に考えております。

普通の会社だと商品を作って、それを販売すると、でも周りと同じ物を作っていても売れるわけではないですので、売る努力が大変必要になるんでないかなという風に思います。そういう会社ですと資本投資を最小限に抑え、今作っている商品の品質の向上と安定供給に努めたり、それからその新商品や企画の開発を、新しい物を開発をするようにして売り上げを上げていくようになるんじゃないかなという風

に思います。

町のように財政の厳しい小さな町が生き残るには、町に特色があることが必要だと思いますし、幸いには沼田町には夜高あんどん祭りや、雪冷熱利用の施設や沼田町の、沼田町そのものを売るものがたくさんあるように私は考えております。ほろしん温泉やほたるもありますし、就業センターもあります。しかし、行政は物を売るわけではありません。特色ある事業を生かしながら、いかに限られた予算の中で住民サービスを行うかということだと私は思います。そのことは優れた職員をたくさん育て、抱えることではないかなという風に考えております。

まちにはたくさん誇れるものがありますが、もうひとつ特色のある職員作りをしてみてはというのが、提案型の私の質問になるかと思います。

けして今の職員が駄目だとかそういうことを言ってるわけではありません。職員の研修を通じてもうひとつ上のレベルに挑戦してみてはというそういう思いでございます。例えば研修費予算を総務課で一括管理して、問題点やアイデアを常時総務課に集め検討し、月１回くらいで役場全体でプレゼンを行い、その結果いいアイデアや必要だと認定されたものに研修の機会を与え、修了後はそのことを課内の内容に終らせずに、職員全体に報告できるような体制を作ってみるとか、そういうのはどうかなという風な提案でございます。

先進技術の習得は勿論ですが、その課その課での専門分野での研修も、私的にはまだまだ必要だと思います。グループ制はとっていますが、その職員が異動したら事業が弱まるようなことがないように、全体で共有するシステム化も必要だという風に考えています。今ある特色も、特色あるものもいずれ色々と色あせたりもしますので、更に特色を出すために新しいアイデアの創出や現行事業の進化、また発展のための努力が必要だと思います。組み立て事業計画や予算が適切かどうか、ただ単価表で組み立てたり、カタログや業者のいうことを鵜呑みにせず、もっと良い方法がないか、少ない職員でどうこなすか、意欲ある職員に課を越えて多くの研修やプレゼンの場を与えてみてはと思いますが、町長はいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃることは十分私どもも理解をさせていただきましてですね、私はあの常にあの職員っていいますか、課長会議等でも申し上げておりますのは、ひとつの予算を作るにしてもその前任のやったものを踏襲することなくですね､課の中で例えば課長に対してはですね､自分の課が今予算編成するときに、明年以降どういう課題があって何を重点にして予算を要求する、編成するんだということを、まず課の中で話をしなさいと、そして課の中の職員の色々なアイデアを集めて、その中で自分達の課こういう重点の予算を編成しましたというそういう誇れる物を作ってだせということを言っております。

これはまさに課全体で共有するということだろうという風に思いますし、課外に、課外っていいますか、他の課との連携っていうのになりますと、ひとつの事業をやる時にですね３つなり４つなりの課連合で、それぞれ人を出してもらってその知恵を絞りながらひとつの事業を成し遂げる。従来は単独でやっていた事業がですね何課にもまたがって、大変なことかもしれませんけれども、例えば予算の削減が出来たりですね、色んなアイデアが出たりというようなことが現実にありますので、そういうのは常時そのそういう体制で組まさせていただいてる、この事は理解をしていただきたいなという風に思います。

お褒めの言葉もいただいたんですけれども、本当にあのうちの職員、特色のある職員がかなりおりましてですね、そうした意味では決して他の町には劣らない色んなアイデアを出せれる職員がいるという、これは大事にしなきゃなりませんし、職員研修の中でもですね、こないだからやってる研修を見てますと、各課長が全体の講師になって、自分達の自分達の思いももちろんそうですけども、自分達が取り組んでる状況だとか、何をしようとするかということのやっぱり研修会をやってるようでありますんで、そうした研修をやりながらですねきちっちとやっぱり職員の育成を図っていかんきゃならない。とにかく限られた今人員での、職員の体制でありますから、必然的に無理な面もあろうかという風に思いますが、何よりやっぱり再生プランに掲げてるようにですね、予算に限られた枠しかないという事。これはあの町民の皆さんに約束をし、あるいは色んな各団体、例えば農業委員会ですとか様々な団体の皆さん方にも例えば研修の時に、一緒に研修職員を出してくれとか色んな要請を全部今プランにしたって処理させていただいてますんで、限られた予算の中でどれだけのことが出来るかということは疑問でありますけれども、将来の沼田を考えるとやっぱりそういう職員の研修、優秀な職員を育てるというのは大事な課題だという風に思っておりますから、最大限そういう努力をさせていただきたい。それにはさっきから申し上げてるようにまず、自分達の中で出来ることは自分達でやりましょう。それから、講師も含めてですね、それから地元の町内でそういうその優秀な方いらっしゃいますから、そういう人たちを活用できるんであれば、そういう人たちを招聘して、言ってみれば安い講師料でよりたくさんの話が聞けるということでありますので、そういうことの検証を重ねたりですね、様々な形で職員のレベルアップを図る努力をさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○１０番（渡辺敏明議員）町長も出来るだけ考えてくれてるんではないかなと私は受け止めてもらいましたけれども、何しろ我が町プランに則ってやっているんだというお話でございました。

そうはいえやっぱりあの色々なその先進地区の状況というか、そういうものをつ

ぶさに見てくるという事はやっぱり、インターネットだとかそういう世界もありますけども、やはり現場を見てくるというのが一番良いんでないかなという風に私は考えています。今年の町長の執行方針に地域再生のリーダーとして働くことが求められている職員には、一層の研鑽の機会を与えますという風にちゃんとうたっております。私はその地域再生のリーダー、働く者、ことが求められている職員ちゅうのは沼田の役場の職員全員が当たるんでないかなという風に考えています。

是非あの提案型の質問ですので回答はこれでよろしいですけれども、多くの職員が研修の機会を出来るように職員全体のレベルアップを含めて図っていただけるようにお願いを申し上げたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）次に「協働のまちづくり行動計画ついて」質問して下さい。

○１０番(渡辺敏昭議員)それでは続けてもう１件させていただきたいと思います。協働のまちづくり行動計画について、このことは平成１８年施行の沼田町、先程出てきましたけれど沼田町まちづくり基本条例に基づき１９年に指針を作り、２０年２月に一般公募を含めた１１名で作成されたものだと周知しております。しかしながら､多くの期待の中で作られた行動計画ですがその後の動向が見られないような、私的にもそのように考えております、加えて事業主体であるべき各自治体のなすべきことや、それを取りまとめる自治振興協議会の動きもはっきりとしてないように思います。どうも私的には行政からの中途半端な押し付けのようにもちょっと見えてしまいます。農村部とまち場では協働の取組に対する住民意識にかなり差があるようにも思われます。取り組みづらいともよく言われましす、自治振興協議会の内容やまたあの協働のまちづくり行動計画を理解してる人も余りいないんでないかなというようにわたしは考えています。そうはいいながら今回の一般質問にまちづくり関連の３件もあがっているということで、それだけこのことが重要なことなんではないかなという風には考えております。そこで町長今後この協働のまちづくりについてどのように進められるつもりなのかを伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）１８年の３月にまちづくりの基本条例が議会の議決をいただきまして、その後今お話のように指針が出され、行動計画を出されたわけでありますけれども、本当におっしゃるとおりだと思います。実際に町民の皆さんの中に浸透してるというのは中々理解できない、そういう状況かという風に思います。

実はあの昨日も行政区長会議がありました、行政区長会議このあと自治進行協議会の会合があるというお話をしました、質問がありまして自治振興協議会解散してもいいんじゃないかと、一本にしてくれという意見です。これはまさにその発言した人が悪いんでなくてですね、私どもの方が行政区長さんの役割と、自治進行協議会の役割というのをきちっとやっぱり説明しきれきってない。ですから先程申し上

げましたように理解がされてないだろうという風に思うんですね。私どもの町、近隣にない、要するに協働のまちづくり推進室というのをおいて職員もおいてるわけでありますから、従来から見ますと随分そういう面では変わってきたと思いますけども、こういう問題というのは一長一短いくもんでなくてですね、やっぱりかなり粘り強くやらんきゃならんだろうとそんな風に思っておりますんで。今後も町報等利用しながらですね、あらゆる機会にこの基本条例、あるいは行動計画、指針こういうものをしっかりとやっぱりご理解いただけるようにしていかんきゃならんかなと、それからお話のようにやっぱり農村部と市街地っていったら悪いですけどね、市街の周辺の人たちの間ではかなりやっぱり認識が違うと、これも事実であります。

ですから、色んなこと、議員さんの発言ではですね、町のその下請けみたいな感じでないかという、これも一方から見るとそういうような見方になるのかもしれませんけども、本来この協働のまちづくりというものを本当に理解してくれれば、これは行政が音頭とらなくてもですね、それを主体になったＮＰＯを始めそういうその住民自らの組織が行動して、行政と協働でやるというのがこれが本来の姿です。今は協働だって言いながら行政がやっぱ音頭とってるんですね。ですから行政のやってたものを肩代わりさせたんじゃないかってそういう風に見えるかもしれませんけれども、徐々にそういうものをやってかない限り、やっぱりこれは育っていかないだろうという風に思います。

おかげさまで昨日事例が出ておりましたけれども、仲町ですとか旭町、防災組織が自主的に出来上がった、これも自治振興協議会の取り組んだ大きな事業のひとつでありますしね、明年に向けて自治振興協議会自体もやっぱり体質を改善しようというなんか、昨日大分大論議をやったように聞いてます。ですから徐々にではありますけれどもやっぱりそういう浸透し、関心を持ってきて、それから自らその自治振興協議会自らがそういうやっぱりそういう行動をする時期だという風にやっぱり自覚をしてきたのかなとそんな風に思ってます。

今生みの苦しみって言いますかね、非常に大変な時期なんだろうという風に思いますから、私どもとしても行政、一緒にですね住民の皆さん理解を得れるように努力をさせていただきたいなとそんな風に思っております。

なにせこの自治振興協議会、協働のまちづくりをやるという事がまちづくりの再生プランの基本に据えておりますんで、これが上手くいかないとやっぱり従来のように行政コストがどんどんまたかさんでくる、こういうような格好になろうかという風に思います。そうした面ではひとつの例を挙げますと、私の裏の弁天公園なんかは仲町の町内会が指定管理者みたいな格好で受けてるんですけれども、非常にやっぱり綺麗に管理していただいてますし、しかもやっぱり多くの町内会の人が協力し合ってるんですね。これが本来のやっぱり姿だろうという風に思いますんで、そ

うした事例をやはりあの多くの町民の皆さんに知っていただいて、それぞれの地域で自発的にそういう物事がやれるようにですね、協力していただけるようにそういうような広報活動もしっかりやっていきたいなとそんな風に思っておりますんで、よろしくお願い致します。
○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。
○１０番（渡辺敏昭議員）町長の方から本当に協働のまちづくりというものは、こうあるべきなんでないかなという姿を聞いたように感じています。
以前､共に同じと書いて共同のまちづくりっていうのがあったようにも思います。あれも住民が行政や自治活動に積極的に係わっていこうということだったと思います。今回の協働は協力して共に働くちゅうんか、総合作用ということで、計画、実行と共にその成果が求められています。特に次年度は先程町長からもお話がありましたように、自治振興協議会の自立計画があるように伺っております。今後この自治振興協議会や、それを形成する自治振興委員にどれだけの権限を持たせるかが課題になるんでないかなという風に私は考えております。
自立させるには自治振興委員の、私の考えですけれどもできれば行政区長や町内会長と兼務をさせず、公募を出来るだけ行ったりして、住民自治に取り組んだ、私はこれちょっと聞いた話ですけども、鳥取県の智頭町っていう１００人委員会っていうんですかね、そこがもう完全に住民自治っていうんか、それから持ち上がってそういうこと行ってるとこがあるという事でしたけども、そのようなできるだけ町政に直接反映できるようなシステムっていうんですかね、そこで話し合ったことが直接反映できるようなシステムにその智頭町の１００人会議ではなってるんだそうです。そういうものを、に近いような運営をされるべきだという風に私は考えております。できれば沼田町も自治振興協議会もそのような形が望まれるんでないかなという風には思うんですけども、町長どうでしょうかね。
○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。
○町長（西田篤正町長）昨日の自治振興協議会の会議っていいますか、総会の状況等を総務課長から聞かされましてですね、おっしゃる行政区の方のおっしゃることも分からないわけではない。例えば自治振興委員を新たにまた、出すということになりますと、町内会とにかく１０何戸しかいないのに委員だらけでもうどうしようもないという実情なんだそうです。ですからこれもやっぱり理解をしてあげんきゃならんのかなという風に思いますから、これは私の個人的な意見ですけども、議員おっしゃるようにやっぱりその町内会長だとか、行政区長の兼任っていうのは止めるべきだと思います。確かにね、やめてですねその代わり今提案あった１００人委員会とまでは行かないかも知れませんけども、例えば何地区か固まって例えば東部なら東部の中から何人とか、中部から何人とか、市街から何人とかっていうような

方法でその専門的な知識は持ってる方もいらっしゃいますんでね、そういう方たちをやっぱり選抜して、自治振興協議会っていうのをけん制するってのもひとつの案かなという風に思いますね。今のまんまの行政区にその役員を出しなさいとなると、恐らく小さな、小さなっていうか人数の少ないところは兼任発令でもう大変なおもいして、これじゃ止めてくれということになると思いますので、今日ご提言あった等も含めてですね、自治振興協議会の３役とまた懇談をさせていただいて、お話を、お伝えさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○１０番（渡辺敏昭議員）町長もそういうことで、その１００人委員会のようなシステムという事で、いくらか検討していただけるという事でぜひお願いしたいなという風に考えています。そのことが本当に自分達が作り上げるような、自治振興になるんでないかねっていう風に考えています。

　もうひとつ、これはお願いになるかもしれませんけども、今町長もおっしゃってましたけども、本当に各地区では役員を出すことが大変なちゅうか、そういうような時代に入っております。人数が減ったということが根本的なのかもしれませんけども。私達農村部なんかの行政区の合併というものの、ひとつの目標の中にやっぱり役員の削減があったんでないかなという風に考えています。しかし町内の行政区の合併に同じように合わさるようにして、住民の自治参加だとかそういうものが段々増えるようになって、新しい役員の数が逆に増えちゃったっていうんですかね、そんなことが多くて結局行政区長だとか、庶務会計の人方の兼務になったりするっていうのが、どうしても避けられないような現実なんでないかなと思います。それを中身をよく見ますとね、どうもなんか似たり寄ったりの名称だったり、似たり寄ったりの作業をやってるちゅんか、そういうものも大分あるように私は考えてます。これは一例ですけども、例えば中身は全然違うかもしれませんけども、民生委員と福祉委員のように境目が分かりづらいっていうんですかね、一般の住民の人にしてみればどこが違うのみたいな、はっきり差が分からないような役職もあるように私は伺っております。もう少しそういうものを整理して、できればその役場からこれを出してくださいとかっていう役職の人数を減らしていただければありがたいなという風に思っております。これが最後の私のお願いですのでよろしくお願いしたいなと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、意見でよろしいですね

○１０番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）それでは、次に移ります。１番津川議員、「行政に対する町民意見の掌握手法について」を質問して下さい。

○１番（津川　均議員）１番、津川です。最初にお断りしておきますけども、私も

ですねたまに話が飛んで中身が掴みづらいというところがございますんで、もうそうなった時にはですね是非あのこの通告書どおりの質問内容でお答えをいただければ間違いないのかなという風に思いますんでよろしく願いしたいと思います。

先程、上野議員の方からもご質問がございました。それから今、渡辺議員の方からも若干それに繋がるのかなというような中身の質問もございましたから、ある程度お答えに近いものがいただいてる様な気がするんですけども、私の立場でまた改めて質問をさせていただきたいという風に思います。

この表題に書かれてありますように、町民の皆さんの意見、町長はどのように把握をしてられるのか、その手法はどういう風にしてられるのかということをお聞きしたいという風に思います。

今色々なそういう町民の皆さんの意見の聞かれる場所というのは、一番大きいのはやはりまちづくり懇談会､年に何回か開催されております｡ここのところかなと、その他に、色々な事業に対して小委員会を作ったりですね、協議会があったり、あるいは自治振興協議会の中でご意見をいただいたりと、そういった場所で町民の皆さんのご意見を掌握してるのかなという風に思うんですが、残念ながらですねまちづくり懇談会、ほとんど参加をされてる方が役場の職員さん、でごく一般の方についてはごく僅かだという話をよく聞かされます。でそういった場所でさて、いくら我々が意見が言いたくても言えるような場所ではない、ですから年々その参加する人も少なくなって、参加する人もごく限られた方に限られていく、そんな中で本当に町民の皆さんの意見として受け取ってもらえるんだろうか、そういう意見色々と私の耳の中にも入って参ります。

じゃあ、逆にですね、それぞれの町内会だとか部落だとかそういった地域へ出向いて意見を聞いたらどうだと、先程出前講座も受け付けますよと、いくらでも、要望があれば行きたいんだけども、残念ながらひとつもそういう要望がないというお話をされました。それはね町長無理なんですよ、そうでしょ、出前講座に行く時だって職員さんを大勢引き連れてですよ、部落へ、仮に行っても部落の中でじゃあどういう対応するんだって、受けた部落大変なんですから、人はもうかなり、呼んだ以上は寄せなきゃいけないはね、大勢職員さんがたくるったらその段取りだけでも大変なんですよ、そんなことしません。まちづくり懇談会の移動版みたいなことやったって、そりゃね普通の町民の皆さんは、部落の皆さんや町内会の役員さんはそんな段取りなんて出来る訳がない。そうじゃなくてもっと気軽に話をしたいんじゃないですかね、町民の皆さんは。まちづくり懇談会で説明をされる、で皆さんの意見を下さいと言われたころで、そうそう今言った様なメンバーの中でですね、普通の町民の方々はほとんど自分の意見は言いたくて言えないというのが実情だという風に私は思ってます。

だから、もう少しその何て言うんですかね、かたっくるしくない、気軽に本当に町民の皆さんが素直に意見を言えるようなそういう場所作りっていうか、雰囲気作りが私は足りないような気がいたしております。

例えばあの私の町内会を例に出して申し訳ないんですけども、１回あの地元の議員である津川議員に皆さん、町内会の総会の中で、皆さんから何かご意見ご要望ございませんか、ひとつも出ません。出ないんですよ、大勢の中でそれでなくても話するのが苦手な方が結構多いですから、出ないんです。でもその後の懇親会になって、１対１で話するとどんどん意見言ってくれるんですね。あれもおかしい、これもこうして欲しい、いやこれは良いよ。だから結局ね、そういうその何て言うんですか、先ほども言いましたようにそういう雰囲気だとか、場所だとか、言いやすい体制の中でやっぱり町民の皆さんの意見の聞ける方法というものを、模索すべきだという風に私は思ってるんですけども、町長は今行っている意見の聴取、こういった方法で自分はいいという風に感じておられるのか、あるいは今私が申し上げたことも少し考慮に入れて変えるべきだという風に考えておられるのか、まずその辺からお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）先ほどもお答えにもありますように、中々やっぱりあの今その地域の住民の皆さん方が、町長に来てくれ、課長に来てくれってこういうのは中々ないっていうのが実態であります。誤解されたら困るのは、私どもがやろうとしている出前講座というのは、職員が何人も行ってやるんでなくてですね、例えば保健師が健康相談に各地区を回ったりしますけども、そういう形式ですから、１人かあるいは２人で来てくれっていうんだったら２人で行きますし、課長と保健師と一緒に来てください、町長と誰かと一緒に来てくださいっていったら、それは２人で行きますけども、そういうその何ていいますか、こじんまりした状況でのその出前講座ていう事ですからね、ちょっとその辺は私ども今までまち懇でやってるような待機をして、課長連中が一緒に行くってそんなことにはならないということをご理解いただきたいという風に思います。

それからあの、忘れたら困りますから言っておきますけども、私はやっぱり今一番町民の皆さんの意見を聞くというのは、議員おっしゃるようにですね、懇親会だか懇談会をやった時に色んな意見を聞かされるのはこれは私も承知しておりまして、今ご案内いただく会合は何かで不在でない限りはほとんど出席させていただいてます。挨拶の中で今の町政、町の中で問題になっているのはこういう事ですよ、それから懇親会の折にはそれぞれの皆さん方の意見を聞きながらですね、その会話をするという。これは一番今やっている中では、一番その住民の皆さんの声を直接聞ける場所ですから、そうした意味では今申し上げましたほとんどのところに行ってま

すし、都合のつかないときは副町長に代わって行ってもらって、それぞれ対応してもらったりもしておりますんで、これからもやっぱりそういうものを重点的にやっていきたい、そういう会合でも私はいつでもいいんですよ私は呼んだらいつでも来ますよということを言ってるんでけども、いやいやわざわざ来てもらわなくても、っていうような調子で大体終わってしまうっていうのが通例であります。そうした中でですね、まち懇に職員の参加っていうような話ありましたけど、これはやっぱり職員もやっぱりそれぞれ私どもの考え方を、まち懇でどういことを言ってるかという勉強のひとつの機会ですから、これは拒むことが出来ない。町の職員が来てるから俺達が発言できないってそんなことじゃないと思うんですよ。これはやっぱり、町の職員であろうと住民の１人ですからね。そういう懇談会で住民の皆さんがどういう発言するか、町長がどんな答弁をするか、これはやっぱり自分達仕事の中にも活かしたいという気持ちもあるでしょうし、これはご容赦を頂きたいなとそんな風に思っているところであります。

そうしたあれで、色んなことを考え職員からも提案をいただきました。しかしながら、例えば色んな行事に参加して町長がこういう会合でこういうようなことをやりましたといことで、あんまりこう写真を載せて町長の行動してることばっかり書きますとですね、またクレームがつくんですね。これもまた強烈なクレームがつくんですよ、あの選挙にその売名行為的なあれやってるっていうことでやられるもんですから、最近はあんまりうちの担当広報は写真を載せないですね、新年号ぐらいでほとんど載せないようになんか気を使ってるようです。後ろにいますけどね。そんなあの忠告もいただいておりますんで、例えば老人クラブで話した内容、こんな会合で老人クラブで町長が話ししましたよっていうようなことを、本当はそういうものを簡単に載せてですね、あ、呼ぶとこんな話を聞けるんだ、こんなことで意見交換を出来るんだというようなことを、なんぼかこう提示するとまた気楽にやっていただけるんかなという風に思います。一番熱心なのはやっぱり老人クラブですね、これはもうすごいです。必ず年に、共成老人クラブが一番熱心ですけども、かなり警察から、私も呼ばれますし教育長も呼ばれますし、専務、石田専務も呼ばれてるようですし、色んな勉強をしながら色んな発言があります。ですから、そういうような機会っていうのはやっぱり私どもも求めていきたいという風に思ってますんで、その求め方が何かいい方法がないかちょっと職員と相談をさせていただきたい。職員からですね町長室を１日開放してやったらどうかっていうような提案だとかですね、ホームページを積極的に活用して開いたらどうかっていう発言ですとか、色んな提案今いただいてはいるんですけども、色んな芦別もそうだったんでしょうが、色んな所で市長、町長室の１日開放っていうのやったんですけども、本当に短期間で閉めちゃうんですね、やっぱり同じ人が来るんだそうですよ、毎回同じ人が来て、

同じような話をしてお茶を飲んで帰る。これもいいことなのかも知れませんけども、そういうようなことがあってほとんどがやっぱりやめてるというような状況。ですからあの、今逆に私ども、私の方から提案申し上げたのは、広報ぬまた今あの担当してる職員も非常に勉強しておりまして、色んな特集を出すようになったんですね、大事な問題の時には特集です、特集ですって入れてますんで、そういう特集もそうですけども、日常的に発行する時にですね、返信用のはがきを刷り込んで、勿論無料の許可をもらったはがき、はがきっていうかそれをつけてですね、そしてそれを読んだ感想だとか、日頃、日常的に感じてることを投函してもらうことによって私どもとしては名前をきちっと書いたものについてはきちっと回答しますよと、そういうようなことで町民の皆さんの意見を集約することも可能じゃないかなということをあれして、今予算にあれするように検討してるようでありますから、そうした手法もちょっとやってみたいなとそんな風に思っております。

前にもなんて言うんですか、婦人会の模擬議会なんかもやりましたけれども、北竜町で最近あの子どもの、小学生の模擬議会なんかもやっておりましたから、そうしたことも考えながらですね、何とかやっぱり町民の民さんの声が私どもに届くような努力をさしていただきたいなという風に思います。実際にあの、まちづくり懇談会数が今もう３地区か４地区にまとめてますけども、数を増やしてやったところが行政区長の方からですね、人数も集まらないし、来てもらっても気の毒だからっていう声がもう圧倒的なんですよ。やっぱり世話する人も人が集まらないと大変らしいですね。そんなこともありますんで、そうしたその会合、懇談会もどういう形式が良いのか、もうちょっと検討させていただきたいなという風に思います。いずれにしましても色んな団体が懇談をしたいという事であればそれはもう全て応ずる用意はありますし、そういうことの是非要請をして下さいということもこれからも続けてＰＲしていきたいなとそんな風に思っております。呼ばれた会合で色んな機会にまた、そういう意見を聞きながらですね内部で十分論議できるようなことも考えて進めさせていただきたいと思います。

今までやってきた住民の声を聞くことが全て１００％私どもやってという認識はありませんので、まだ不足な点についてはですねこれからあの、この議会終わったあと課長会議等もありますんで、その中で課長等の考え方も聞きながら明年に向けて改善するような努力をさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○１番（津川　均議員）出前講座についてはそれぞれの要望があれば１人でも２人でもというお話もいただきました。残念ながら一般の町民の方はそういう理解はされてないんでしょうから、もう少しその辺をですね是非周知徹底をしていただいて、そういう体制で皆さんの希望に合わせた出前講座しますよというひとつ周知をして

いただきたいなと、私も今改めてそのこと認識しましたので、また地元の方に帰ってそういう宣伝を一生懸命したいなと、できればこれから事あるごとにそういった町内会の総会や部落の集会の時に、是非お呼びをしてですね懇談をしてもらえるようなそういう場を作るのに心がけていきたいという風に思っておりますんでひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それとあの、先程渡辺議員の質問に中に住民の皆さんの理解、意識の持ち方がまちまちであるという、話も出ておりましたけども、これはひとつにはですね新聞や広報やなんかに、あるいはあの噂話かもしれませんけども、先に情報が独り歩きしてしまうところがあるんですね、だからまちづくり懇談会やなんかでお話をされて皆さんの意見を聞きたいっても、もうこれは既にもう決まっちゃってることなんでしょと、新聞にも出たし、色んな人がそんな話してるよと今更何を言ってもどうしようもないんじゃないですかっていうところがやっぱりあると思うんですね。この辺も充分にそうではなくて、まちづくり懇談会では皆さんの意見を聞いて改めて決定するんですよというような姿勢がね、もう少し見えないんだと思うんですよ町民の皆さんに、だから意見が出てこないんではないかなという風に私は理解をしてるんですけども。今あの例えば今年で大きかったのはですね、高校を中学校に持ってって後小学校も建て替えるという話、これも早々と新聞報道されました。で町長からも全員協議会の中で説明をいただきました、私は正直言ってまだ学校をふたつ持つという事は未だに反対の方の意見を持っておりまして、考え方これから変えるつもりはございません。この後新年会やなんかがありますんで、地域へ帰ってまた皆さんの意見を聞いてしっかりとまとめようという風に思っておりますが、このことにしてもですねもう小学校、中学校別々にするんでしょと、もうはっきりと町長もそういう風なお話をされてるし、新聞でもそういう風に出てるよと、今からどうしようもないんでないのと、こんな話なんですよ。だからいやいや冗談でないよと、議会としては説明は受けたけどもまだそのことについて議会としての結論は出してませんと、まだ私以外に何人かの方も学校はふたつ必要ないひとつでいいよという方もいらっしゃいますから、そういう方もいますよと言ったら、そうなんですかというのが正直な町民皆さんの声です。私の周りだけかもしれませんけども。ですからねそういところも十分加味してこれから意見を聞くという姿勢をですねもう少し全面に出すべきではないかなという風な気がするんですよ。どうしてもその報告、もう決まってしまったあとの報告のように皆さんはとらまえがちなところが多すぎるという風に思いますけども、この点について町長さんどういう風にお考えでいるかお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）学校を例にとってお話がありましたけども、これはあの当

初私どもの提案したものと、議会が提案してきたこと、あるいは中間で色々な教育委員会等との協議の中で決めてきたこと、それから最終的に今決まってないとおしゃいますけども、私はもう決まったという風に思っております。そういうその変遷を経てですね、変わって来たという事はまさに住民の民さん方、あるいは色んな関係団体の皆さん方の意見を聞いて修正をかけてきて最終的にこういう風になりましたよということですから、全く意見を聞いてないということにはならないと思うんですよ、私どもは常にそういう手法を取ってます。あのこれが絶対決めたことで、変更出来ませんよなんていう事は一回も言ってません。かなりの今回の学校の問題にしてもですね、私ども当初考えて提案したこと、これと最終的に小学校改築しますよという風に決定してることと、大きく様変わりしてます。これはまさに今、何回もいうようですけども住民の皆さん方の意見が反映された結果だろうという風に思います。その結果に基づいて私どもは学校はこういう風にしますよということを議会に既に報告をさせていただいてますんで、今更決まってないっていうそのあれはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。住民の皆さんにも、行政区でも、区長の会合でも昨日のですね、自治振興協議会の中でも私は学校はこういう風に再編をしますよということを報告をさせていただいておりますんで、これはご理解をいただきたいなという風に思います。

したがって、あのどんな事業あるいはセンターの事の折も思い出していただきたいと思いますけども、あれだけ住民論議をして住民の皆さんの意見を聞いてる、これはやっぱり私どもの基本的な姿勢だろうという風に思います。今後もそういうような姿勢でですね住民の皆さんの意見を聞きながら、最初に提示するものがそれでこだわるということでなくて、意見の中で最終的に皆さん方の理解を得られるような方法、これは私どもとしてもそういう選択の方法を今後も引き続きやらせていただきたいと、そんな風に思ってますのでご理解いただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○１番（津川　均議員）私と町長とで若干あの見解の相違があるようですけども、今日私のほかに上野議員だとか、渡邊議員同じような質問がでる。実はですね私もうひとつ今日は農業問題についても質問しようかなと思ったんですけども、このあと中村議員がしてくれるということで、これについては私よりも中村さんの方がたぶん素晴らしい質問してくれるだろうと、ご期待を申し上げて取り下げさせていただきました。

だけどこの町民の皆さんの意見のしっかりとした把握をしてもらう、このことについてはですね別に相談したわけでもないです、たまたま同級生３人が同じような質問したんですけども、あのそれぞれがやっぱりそれぞれの地域でそれぞれの後援会の中でやっぱりそういう意見があるからこういう質問がみっつもでてくるんです

よね町長。このことをねやっぱりしっかりと認識して欲しいなと思うんです。町民の皆さんはしっかりと町長に自分達の意見が通じてるという風には思っていないという、ひとつ少しでも良いですから譲歩していただいて、今後の町政の中にまた取り入れていただければという風に思います。答弁は結構です、以上で質問を終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは８番中村議員「コミュニティバスの運行実験について」を質問して下さい。

○８番（中村保夫議員）８番、中村保夫でございます。標記の件について質問させていただきます。先輩達の本当に暖かい配慮で、私の持ち時間が２時間残されておりますのでゆっくり、ゆっくり質問をさせていただきたいと思います。

コミュニティバスなですけれども、町の行政報告書にも書いてありますように９月の１４日から３０日までの１４日間､実験運行をされております｡私も見ました、見たけど乗りませんでした。実際に運んだ輸送人員は何人なのか、確認をさせていただきたいし、それからその１４日間で何便を出したのか定かでありませんけれども、平均乗車人数を聞かしていただきたい。報告書の中にあるりますように、この間の結果や反省、利用者の意見等を踏まえ、と色々書いてあります。反省もしておるようなんで、どのような点を改善するのかその点もお聞かせをいただきたいと思います。

実は３月にですね産建民生常任委員会、私が委員長やっておるんですけれども。その時にデマンドバスという、日本語で言えばその呼び出しバスって言いますか、リクエストバスって、また英語を使ってしまいましたが、とにかく予約をしてバスを来てもらうというような、そういうシステムがいいよというようなことを提言をさしていただきました。色々煩雑なところあると思いますけれども、できると思っておりまして、それが採用できないんでしょうかねということをお聞きをしたいです。特に冬場ですね、先ほどまで実は吹雪いておりまして、こんな状況の中でお年寄りが、いやー３時２０分にバスが来るはずなんだけど寒いわーと言って路上で足踏みをしてる姿を、私としては見たくはない、見たくはないという風に思っておりまして。こんな時こそドアトゥドアのデマンドバスっていうものを、採用できんものかなという風に思っておりました。もしこれがこの今は交通空白地帯で運用しているコミュニティバスなんですけれども、この実験が成功すればですね、先程橋場先生から指摘がありましたように、東予線、更新線、北竜線はガソリン焚いて空気を運んどるぞと、正月三が日ぐらい休めっていうよな指摘もいただいたようでありますけれども、そういったものが少なくとも空バスではなくなるし、お年よりも喜んでいただける、そんなバスにならんもんかなと、いう風に思っております。この点について質問をさせていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。
○町長（西田篤正町長）あくまでもこれは試行の運転でありまして、いまやってるのは２回の運行状況見て、私どもとしても参考にしながら明年以降検討しなきゃなりませんけども。運行の夏の状況等についてはですね、担当課長の方から今説明させますが、今のところやるやらないということの結論は控えさせていただきたいという風に思います。
○議長（杉本邦雄議長）振興課長。
○地域振興課長（横山茂課長）今ほどの中村議員さんの方からの質問の関係で、今年夏９月に運行しましたコミュニティバスの実験運行の概要につきまして私の方から説明をさせていただきます。
　運行期間につきましてはお手元の方にお配りしている９月の１８日から９月の３０日までの１４日間の運行をしてございます。１日４便午前中２便、午後から２便、合計４便の運行を１４日間させていただいたところです。利用結果につきましては、合計で６８名、１日当たり約５名ほどの利用というような結果となったところでございます。
　なお、結果につきましての反省点等でございますが、それぞれ利用者からのご意見などをそれぞれお聞きをいたした中で、出てきた案件と致しましては一部運行ダイヤの見直しが必要であろうと、それぞれ便と便の間の時間帯が非常に余裕がなかったという、そんな点がありましたので運行ダイヤの見直しを、冬場の運行に際し変更していきたいなと。あるいは運行ルートの見直しでございます、一部町中のルートにつきましては、９月に運行した際には厚生病院を起点にしながら、町中を通常の町営バスの路線と逆方向で回したというような、そんな点から利用者の戸惑い等もございました。そういう部分で一部ルートの変更をしていきたいなという反省点がございます。
　もう１点が停留ポイントというようなことで、９月に運行いたしました際には厚生病院とＪＡぬまたの店舗前というようなことで、周知をさせていただいたところですが、お客様の方からの声では学習センター、あるいは駅などもというようなそんなご意見もございました、そういうことから厚生病院を起点にしながら学習センターあるいはＪＡぬまた、それから石狩沼田駅それと中心市街地の４丁目の既存バス停などを停車するそういうような停留ポイントを増やしていきたいと、いうようなことを反省をしながら、反省点としながらですね次回１月に運行する、第２回目の実証運行に配慮していきたいというそんな状況でございます。以上です。
○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。
○８番（中村保夫議員）１４日間で６８名、１日５名、４便走っておりまして、１日５名ですから、平均乗車人数ってのはあえて言わなかったんだろうと思いますけ

ども１．２人。これは本当にガソリン焚いて空気運んでるものになってしまったなという風に思っております。

この沼田町地域公共交通活性化協議会っていうことで今やってるんですけれども、これ道の負担金だったかな、国の負担金だったか、国ですね。２２０万の負担金をもらって、町が更に２２０万を出して４４０万の補助金で行っておる調査でありますけれども。今の衆議院の流行の仕分け作業で、だいぶクレームがついておりましたんで、来年度続いてできるかどうかはちょっとわからない状況だろうとは思うんですけれども､少なくともこの４４０万の補助金を使ってですね､６８名の乗客を、夏だけですけども運んだと。で冬になってダイヤの見直し、ルートの見直し等をやったとしてもですね、これがもっと増えるとはちょっと考えづらい、これはあの４４０万の中には恐らく会議費等々がだいぶ入ってたり、車の借り上げ料が入ってたり色々するんですがね。これ実験としてこれをやったとしても、１人あたりのコストって１０万くらいかかっちゃったね、１０万までかかんないけど、５万かかっちゃったねっていうようなものであれば、当然実験とはいいながら実施運用にならない実験になるわけですよ。そうであるならばですね、早めに別な視点から今回は１００人乗ってもらうためにどういう仕掛けが必要か、そういったことを本当にまじめに協議をしていただきたいなという風に思っております。そのために手前味噌にはなるのかもしれませんけれどもね、ドアｔｏドアっていう発想を是非とも特に冬に関しては組み入れていただきたいという風に思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。やっぱり答えられませんか今の段階では。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）経過から申し上げますと、実はこの事業は国１００％の事業だということで、乗ってしまったんですけども。結果的に手を上げる市町村が多くてですね、補助率がどんどん削られたというのが実体で、今更やめるわけにはいかないというような状況なんですが、この事業に乗りますと、例えばこの後バスを買ったりですね、そういうものの経費もある程度補助の対象になるというようなこともあって、将来的にスクールバスの更新だとかそういうことにも使えるなということで一応乗ったわけでありますが、これはあくまでも町がやってるんでなくて、今お話のように民間の組織がそういう協議会、たまたま副町長が座長にはなってるんですけども、そういう組織で十分内容を検討し、大学の先生も入ってる。大学の教授も入ってましてですね、様々な事例を入れながら沼田の中で交通のルートをどうしたらいいかと、あり方をどうしたらいいかという総体的な調査をやったりした中でこの今の空白地帯をやってみようということになったわけであります。したがってこの乗車人員がどうかということもそうですけども、とりあえず今運行してみて、冬の間どういう風になるかわかりませんけども、そういう状況を確認しながら

ですね、またその協議会でその結果のデータを論議をいただいてどうするかということの決定をするわけでありますから、今からどうのこうのいう、既にもう内容冬の分も全体的に固まってしまっておりますんで、協議会で決めてますから、そういう口出しをあまり入れること出来ませんので、そういうことで実施をした結果協議会で検討したものを私どもとしても参考にし、明年以降の対策を立てさせていただきたい。それとお話のように、今仕分けの会議の中で恐らくこれは予算が付かないんでないかという状況にありますんで、明年以降この実験を継続するというのは難しい状況かなとそんな風に思っております。

したがって、やるとすれば町の今の路線、町営で運行しているバス路線の形態、あるいはスクールバスの形態、これらをひっくるめて沼田町の交通形態をどうするかっていう大論議をしていかんきゃならん、そんな風に思っておりますので、とりあえず冬の運行の結果を見ながらですね、報告書を待って検討させていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○８番（中村保夫議員）こう、政治が変わると色々変わるんでしょうけれども。明年はないとすればですね、やっぱりまだ実施してないですから、１月に実施するとしてもまだ２週間や３週間の時間はあるんです。その時に実験なんですから、どうせ４４０万のお金使うんですから、その時にこういう方法ならお年寄りは喜んでもらえるなっていうような仕掛け作りっていうのは僕はするべきだと思ってるんです。こんなことをいうとまた町長の逆鱗に触れるのかもしれませんけれども、我々産建委員会で出した意見書、あるいは同じ時期に実は総文の方で学校についての報告も出ております。我々議会が出した意見、調査報告、そういったものを本当に聞いてるのかね、我々の意見っていうものを聞く気があるのかねっていうのが、私にとっての大いなる不満でありましてね、聞く気がないんであればなんぼ調査報告をやってもこれは空鉄砲みたいなもので、真面目にやってもしょうがないのかなっていう気が実は無力感を感じておるところなんです。今日もあの総文も産建もそれぞれ調査報告をさしていただきました、町長も聞いてもらいましたし副町長も聞いていたし、各課長も聞いていたんですけれども、議会の言ったことはおっちゃっといてっていう風に僕はどうも見えてしまうんですけども、最後一言二言でいいんですが、議会のいう事聞く気があるのかないのかだけ町長に答えていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、大体求めることがちょっと厳しいんじゃなかと、議会のことを全て鵜呑みにするということになると、これは町民の皆さんからなんだ議会の言ってること丸呑みするんかっていう風な状況になるんでしょうし、私はさっきから申し上げてるように議会の皆さんの意見も聞きますよ、それから町民の皆

さんの意見も聞きますよ、その中で最終的に取りまとめたものを例えば議会にかけて議決をしたりしていただいてるわけですから。決して議会のものをまったく無視してるんでなくて、今回のこのバスの運行についてもですねそういう意見もあったということも、きっとあの私協議会でてませんので、協議会の中でそういうものを参考にしながら、それぞれの町内から集まった、あるいは町外からのその専門的な知識を持った人が参加して、その中でこういうことの形態を決めてある。ていうことを今回の冬の分も今からでもできるんじゃないかっていうんですけれども、聞いた話では協議会は終ってるんだね、協議会は既に終って冬の運行を決めてお帰りになってるんですよ。

ですから、誤解されたら困るのはこれ町が直接やってるのでなくて、そういう民間の組織が検討を加えてるところに、たまたま町の副町長も参加をしているというそういう風に理解をしていただきたい。ですから国もそういう民間の検討団体でなければ金はやりませんよということですから、そういう条件の下で発足させていただいて、報告書もきちっと出てくると思いますんで、それはそれで協議会の進め方を信頼しながら待たなきゃならんかなという風に思います。

したがって、決して議会のを無視するんではなくて、私は議会から出た意見も参考にしながら町民の皆さんの意見を聞いて、最終的な判断をさせていただいてるということをご理解いただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。「農家経済支援について」を質問して下さい。

○８番（中村保夫議員）ちょっと消化不良のまま前の質問が終ってしまったので、この後また色々話できる場面もあろうかと思いますんでその時にさしていただきたいと思います。

２番目に農家経済支援についてお伺いをさしていただきます。今年の農業生産は冷湿害に見舞われまして、本当に雨の多い年であったという風に思います。でも全体の収入は平年作レベルになったんではないかなという風に思っておりまして、町の報告書でも出ておりましたように、農産物販売高が２９億８１００万、共済給付金が１億１０００万、それから過年度産米で２億円内外、それから産地作り交付金で１．９億、農地水中山間で１億、あるいは水田フル活用助成金ですとか、そういったものを色々入れますと３８億とか３９億とかいう数字になりまして、まあまあ沼田の実力程度の総収入があったなという風な感じは実はしております。

ところが、個人差が大きいというのもまた特徴でございます。なかんずく、いもち病、不稔こういったもののダブルパンチにあたった農家は非常に深刻だという風に話を聞いております。このダブルパンチにあたった農家というのは、特に安全安心にこだわる減農薬米、あるいはイエスクリーン米にこだわったばっかりになって

しまった、特にそういうことを熱心にやっておられる若年層の方に多いっていう風に私は感じておりますけれども、そういった農家は深刻な状況でございます。

そこでですね、農協の緊急支援のふたつの資金、これはあのＪＡ全体として資金提供している０．９％プラス補償金１．４５、末端金利１．３５％の資金と、それから北いぶき農協自身で手当をしたプロパー資金１．１％の資金でありますけれども、その需要総額これが１４日から１６日までの取りまとめだという風に伺っておりますので、今日１７日でございます。１７日にはきっとまとまっているんではないかなという風に思っておるんで、その需要総額を聞かせていただきたいという風に思います。

でこの資金の性格上その額に対する町の支援、それから町が支援をするんであれば道も支援をするよという仕掛けのものでありますから、こういう町としての支援が必要なんでありますけれども、町としての支援額はどれくらいになるかそれを教えていただきたいと思います。

で私はそこにですね、もう一歩踏み込んで、末端金利をですね今１．３５％あるいは１．１％なんですけれども、これを更に０．５％沼田町が持つよということにするとすれば、どれくらいの追加支援が必要なのか、その３点についてお聞きをさせていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問のありました冷害に伴う緊急対策資金の貸付でありますけども、現在農協で私どもに要請してきております関係のものは、末端０．２の負担にして欲しいということで農協が０．９、それから町村が０．９ということでやってもらえないかというお話であります。

それから今日最終的にまだまとまってない部分が何件かあるかもしれないというお話ですけども、道の支援に該当する農家は１戸もないそうです。そういう状況のなかで現在取りまとまってる状況では、借り入れ件数で３６件、借り入れ総額で８３００万という金額でだそうであります。若干増えるかもしれません、９０００万くらいになるかなという話でありますから、若干増えるかもしれませんけども、そうしますと町の単独で０．９０をお願いしたいということでありますから、この８３００万でいきますと２２４万１千円、これは５年間ですけども、持つことになるのかなという風に思っております。コンマ５持ったらどうだという話でありますけども、そういう０．２というあれですから、コンマ５という数字になりませんのでその農家の負担がなんぼかというと４９万８千円、金額的には大きな金額ではないのかなという風に思いますが、今のところ農協としての借り入れの申込の状況はこういうことになってるそうであります。

それじゃら生産額３８億くらいというお話でしたけれども、私色んな資料を集計

していきますと約４０億になりますから、ほぼ平年と同じような状況で農家の収入が､総体ではですよ､なってるという事はご理解いただきたいという風に思います。個人差があるという事は実体としてありますけれども、そんなことの数字を今押さえておりますのでご理解いただきたいと思います。
○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。
○８番（中村保夫議員）我々農家のレベルで知らされてるのは末端金利１．１それから１点何ぼだったという風なことであったもんですから、こういった質問になりました｡最終的に町と農協の話し合いの中で末端金利を０．２というようなことで、これは本当にありがたいことだという風に思っておりまして、私からもお礼を申し上げたいという風に思っております。
　ただ、４０億っていう数字を今町長言われましたけれども、これは恐らく肥料対策費というのが入っての話だろうと思います。で肥料対策っていうのは、肥料高騰対策だね、肥料高騰対策っていうのは高くなった部分の７０％補填ですからこれ収入としてみていいものかどうなのか、片一方でコストが上がってますんでね、それを除くと私の計算では３８億ちょっとくらいっていう風に思っておりまして、その点を除けば町長の感覚と符合いたします。
　私の予想した以上の支援をしていただいてるんで、これ以上追求という形ではありません、本当にあの農家を代表してお礼を申し上げたいところではありますけれども、頑張れという声もありましたので、付け足しになりますけれども。私平成１５年に初めて議員になりました時にね、その年もちょっと悪い年だったもんですから３０００万くらいの対策を打った、でその時ファクトリーの支援ですとかあるいはそれぞれに現金のようなものを配った経緯がございまして、そういうばら撒き支援っていうのは本当に農家のためっていうことにはならんなっていう風に思っておりまして、そういった意味では今回の本当にあの経済的に困って借金をする方、そういったものに４９４万、２９４万１千円ですかそういった支援をするということについては本当に感謝を申し上げたいと思います。
　ただあの、今後ですね今年のいもちで本当にあのいもち菌に蔓延された水田、それから来年また再発するであろうそういったところに対してですね、何らかのこう防除１回分のコストですとか、そういったものを農協とタイアップした形の中で支援をして、来年こそは蛋白の低いそしてまた１等米の一杯出る元の沼田農協に、沼田地域に戻したいと思いますのでそういった支援をする気持ちがあるかどうかどうかだけお聞きをさせていただきたいと思います。
○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。
○町長（西田篤正町長）先般も農民協議会の方からですね要請を受けさせていただいた折にも話しておりますけども、色んな観点から農協とも相談させていただきま

したけども、今回はこういう状況で支援をさせていただき、農家負担のコンマ２についてもですね予算の状況等みながら、余裕があって理解を得られるんであればひっくるめて支援をしていこうという考え方を内心では思っておりますんで、確定ではありませんので喜ばないで期待をしていただければという風に思います。

それと農民協のときにお話し申し上げましたように、明年のやっぱり農業経営がしっかりやっぱりできるようにですね、確立が出来るようにこれはやっぱりあらゆる角度からやっぱり検討を加えて支援をしてかんきゃならんということは申し上げておりますので、これから総合対策協議会、中山会長ですけどもそれぞれまた意見をお持ちになるというお話ですから、その中で十分協議をさせていただき、ＪＡとも相談をさせていただいてですね､今申し上げていただいた点なども含めてですね、どういう支援が良いのか十分検討させていただいて財源に限りのあるときでありますので、許せる範囲で出来る限りの支援はさせていただきたいとそんな風に思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で一般質問を終ります。暫時休憩を致します。１０分間、４０分まで。

１５時３２分　休憩

１５時４１分　再開

（一　般　議　案）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第１３、議案第７２号。平成２１年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第７２号。平成２１年度沼田町一般会計補正予算について。議案第５１号。平成２１年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年１２月１７日。町長名でございます。

［以下、別冊補正予算１頁を朗読（第２項以下省略)］

○財政課長（辻山典哉課長）それではまず１１頁歳出をお開きを願いたいと思います。１２月補正でございますので、予算の概ねは予算の整理となってございます。その内予算補正額に三角の付いているもの、いわゆる減額の補正になっているものにつきましては、基本的に執行残という形になってございますんで、特に説明を省略をさせていただきたいと思います。

まず２款の総務費でありますが、７目庁舎管理費であります。１３６万２千円を追加をさせていただいてございます。これにつきましては庁舎の補助暖房器の設置工事をさせていただきたいということで予算を計上したものでございます。内容につきましては庁舎内の暖房効率を上げる為に１階、２階、３階それぞれにＦＦによ

ります補助暖房機を設置致したい。ということで計上させていただいたものでございます。これによりまして通常のボイラー暖房に、の節約が大分可能だろうと併せて局部的と言いますか、事務所内、来客者等の暖房については賄えるものだろうという風に思ってございます。

１８の備品購入でありますが、これは機械器具としての予算計上でありますけれども、移動式のポータブルストーブ、先程、今使ってございます、ブルーヒーターでありますが、これが会議等に非常に利用頻度が高いという実体がございまして、これを１台増強させていただきたいいう風にして予算計上したものでございます。

次の頁をお開きを願いたいと思います。２０目の移住定住促進費でありますが２５５万円を追加をいたしたものであります。これにつきましては、新築住宅の取得等の奨励事業これの追加でございまして、住宅の新築が当初予定よりも増加を致しまして、この実績により、併せまして土地の取得それから融雪溝沿線こういった部分のかさ上げも当初見込みをオーバーを致しまして、これに伴いまして補正をいたしたものでございます。財源につきましては、移住定住の促進基金、この基金を財源と致しまして予算計上したものであります。

続きまして次の頁をお開きを願いたいと思います。民生費に入るわけでありますが１３頁の中ほど、失礼を致しました７目老人医療費でありますが１０８万７千円を計上いたしてございます。これは、後期高齢者特会への繰り出し金の増でありますが、後期高齢者特会に係りますインフルエンザ、これの予防接種分、これを一般会計から繰り出すものでございます。

それから、次の頁１４頁をお開きを願いたいと思います。３目の子育て応援特別手当給付金給付事業費で三角の３０２万４千円、減額でございます。これにつきましては、既にご案内のとおり子育て応援特別手当の２１年度版として計上しました予算でございますけれども、国の方で予算の執行停止いうことになったことから、本町と致しましては全額を減額処理とするものでございます。

次に４款の衛生費の２目健康推進費でありますが１８３万１千円の計上でございます。新型インフルエンザの予防接種委託料の増ということでございますが、接種費用助成の拡大を行ったものでございます。小学校高学年、それから中高生、６５歳以上高齢者に対しまして、費用負担を行うものでございます。

次の頁お開きを願いたいと思います。農林水産業費でございます。１２目農業支援実習農場運営費でございます。ここでは補正額は出しておりませんで、目内での予算整理でございます。８節の報償費で８１万７千円の減額を行ってございます。実習生の見込み、当初の見込みから致しますとだいぶ減ってございまして、１２月で４人、１月以降５人と見込みまして、当初との差額部分を減額をいたしたものでございます。それに併せまして１３節の委託料、作物栽培管理委託料で８０万７千

円を増加をいたしてございます。実習生の減によりまして管理委託の方を増加をさせていただいたものでございます。

次の頁お開きを願いたいと思います。１６頁でありますが、９款消防費でございます。２目の防災費でありますが、７５０万２千円の追加補正でございまして、全国瞬時警報システム整備工事でございます。いわゆるＪアラートというものでございまして、全国一斉にこれが設置されるという中で、全額国費負担として実施をするものでございます。次に１０款の教育費、５目の化石レプリカ工房費でありますが、７７万５千円を追加をさせていただいてございます。１２節の役務費で９０万円通信運搬費を増やしている訳でありますが、福島県の喜多方の方からレプリカの作成を受託をしてございます。しかし送料につきまして未計上していたということがありまして､今回これに係ります送料を計上させていただいたものでございます。

次に１７頁をお開きを願いたいと思います。保健体育費の３目体育施設費であります。１１９万円の追加補正をさせていただいてございます。修繕料でございますが、これは町民体育館のバスケットゴールこれがセットされたままの状態でございまして、巻き上げることが今のところ出来ない状況で不具合が発生を致してございます。このことから他の利用を制限させているような状況にございまして、至急修繕を行いたいということで１１９万円の修繕料を計上させていただいてございます。

１３款の職員費につきましては、給与改正によります予算整理を行ったものでございます。なお、共済組合の負担金あるいは追加費用の負担金というもにつきましては増額計上となってございます。これにつきましては当初予算計上以降、率の改定がなされたことから増額になっているというものになってございます。

それでは戻っていただいて７頁の歳入お開きを願いたいと思います。まず交付税でありますが、２，４０７万４千円を減額を致してございます。特定財源を充当いたしまして、結果的に財源オーバーになってしまうということからその額を地方交付税を減額致しまして収支の均衡を図ったものでございます。

次の頁お開きを願いたいと思います。２項国庫補助金の１目民生費国庫補助金でありますが、３１６万２千円の減額であります。これにつきましては子育て応援関係の国からの補助金でありますが、執行停止によります改変をいたしたものでございます。

それから、次の頁お開きを願いたいと思います。９頁の上段７目の消防費道補助金であります。７５０万２千円、消防費の補助金であります。これにつきましては先程歳出でお話し致しましたＪアラート、これの設置に対します１００％の国庫補助分、国庫負担分の計上でございます。

１９款の繰入金でありますが、４目移住定住促進基金繰入金、２５５万円の追加であります。住宅新築等取得奨励件数の増加によります、基金繰入をしたものでご

ざいます。

次２１款の諸収入の雑入であります。５目の雑入で２３３万２千円を追加をいたしてございます。１５節の介護サービス収入でありますが、８５万８千円を計上いたしておりますが、介護職員処遇改善交付金２８万円。これにつきましてはグループホームなごみに係ります職員の処遇改善に、の為の交付金であります。それからその下段でありますが、共用型指定認知症対応型通所介護サービス収入５７万８千円。なごみにおけます通所サービスにかかります収入となってございます。

次の頁お開きを願いたいと思いますが、２０節の雑入でありますが１４１万円の収入増を見てございます、歳出の方でもございましたけれども、後期高齢者特会に係りますインフルエンザの予防接種分、これを後期高齢者特会が補助金を受けます金目を含めて逆に一般会計の方へ収入するものでございます。

２２款の町債につきましては原野北線の改良事業、事業費の減によります過疎債の減額処理を行ったものでございます。以上で一般会計補正予算第６号の説明を終らせていただきます。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、上野議員。

○６番（上野敏夫議員）６番上野です。今庁舎の暖房の関係でちょっとお聞きしたいんですけど、今日私こないだから健康福祉センターと本庁舎との温度計たまたま置いてあるんで何回か見せていただいたんですけど、今日の１２時半ごろでも財政課のところにある温度計と建設課のとこにある温度計、それと健康福祉センターのとこにある温度計で、向こうとこっちでは約２度温度差があって、その職員の姿を見てるとなんか寒そうにこう防寒服って言ったらオーバーなんですけど、タオルケットっていうか、とにかく暖かい格好をしないと仕事が出来ないような姿が見られてまして、その健康福祉センターの、健康福祉センターのあっちの方の、社会福祉協議会もあるんですけど、その辺の暖房のことはどのように考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）ご指摘のとおり、健康福祉センターの事務所の温度差は確かにございます。そのことを勘案して昨年度あそこに大型の暖房機を設置をさせていただいてございます。併せて通常のボイラーによりますパネルがございます。ボイラー本体が健康福祉センターの上段にありますんで、非常に暖房の距離としては近いわけでありまして、パネルヒーター的には非常に効率がいい場所でございます。併せてカウンターの下に電気暖房器が設置されてございまして、暖房のアイテムとしては十分なものを持っております。併せてボイラーの搾り方も一般事務所には３で設定をしろということで指示をいたしてございますが、健康福祉センターの

事務所については適時調節をしてくださいと、それから大型暖房器ついてもこれは気温の状況を見ながら設定を自由にしていただきたいということでお願いをいたしてございます。たまたまきっと議員が見た温度計というのがきっと端の方で、たまたまそこが風の通り道に当たった部分でなかろうかという風に私は理解を致してございます。
○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。
○６番（上野敏夫議員）温度計のことをゆうよりも、職員が仕事をしてる姿、服装これを見たらね一目分かるように思いますしね、暖房機はそちらに設置されないそれなりの電機設備が整ってるっていうのは、言葉では分かるんですけど例えばですね、自動ドアがねこっちの入り口は半分近くしか開かないけど、向こうはまるっと開くような体制になってたり、例えばそのアクリル板を使って天井にねこう熱気が外に逃げないようにとか、色んなこう節約しながら職員のその、暖房ちゅうんかね寒くない状態で仕事ができるような環境っていうのは是非考えてほしいと思うんですけどどうでしょうか。
○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。
○財政課長（辻山典哉課長）職員の健康のことを気遣っていただいてること非常にありがたく思ってございます。様々ないわゆる暖房の取り方というもの、裏を返せば燃料の節減といいますか、そういったことを考えるわけでありますが、工事に入りますと相当な金がかかってそれの回収が出来ない。それからいわゆる建物の構造上、あるいは配置上それが無理という中で選ばせていただきました最良の方法という風にこう思ってございます。健康福祉課のことが一番議員は気がかりになっていらっしゃるという風に思ってございます。私どもは通常の温度を極端に下げるという思いはひとつもございませんで、ただ健康管理は自己管理でございますんで、見苦しくないような形の中で厚着等の暖房をしてほしいという事、併せて女性職員につきましては母性保護がありますんで、足元には足元ヒーターを配布してその辺の対策も取っているということもご理解をいただきたいという風に思っております。
○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。はい、大沼議員。
○４番（大沼恒雄議員）４番大沼です。全国瞬時警報システム、Ｊアラートの関係なんだけども国から予算が全部でるちゅうのは分かるんですが、目的も分かるんですが、今後どういう風に進めていく経緯でどういう形のものなのか教えていただけますか。僕だけかな知らないの。
○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。
○総務課長（神　憲彦課長）ご承知のとおりこれは全国一斉に整備するものでございまして、お話を聞いておりますと衛生を介して無線で警報が入ってくると、その時に沼田町の役場庁舎内にまず受信設備を備え付けなければならにと、併せてその

受信設備で警報を受け取った物を今度自動的に沼田町で整備しております防災無線の方に起動をかけて放送をかけなければならない。この大きくお話申し上げますと、このふたつの施設を役場の庁舎内に設置をさせていただきます。この工事に係る費用が約７５０万ということでご理解をいただきたいと思っております。ちなみに実施時期についてはですね、まだ非常に流動的な部分がありましてもしかしたら年度内の実施が難しくて繰越措置をした中で整備が終るような状況も想定がされますよっていう連絡はいただいております。なんせ全国一斉にやるもんですから、製造メカー等にもやっぱり数に限りがあるようでございまして、その辺はまだ流動的な部分がありますんでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。無いようですので質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１４、議案第７３号、平成２１年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、和風園長。

○和風園園長（篠原　毅園長）それでは議案第７３号、平成２１年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年１２月１７日提出、町長名でございます。別冊補正予算所１頁をご覧下さい。

［以下、別冊補正予算１頁を朗読（第２項省略）］

○和風園園長（篠原　毅園長）今回の補正の主な内容は歳入におきましては措置費収入及び介護サービス収入の整理と、介護職員処遇改善交付金の収入を計上しております。歳出につきましては主に職員給与、共済等の整理と介護職員処遇改善交付金を、に伴う職員給与共済金それらの充当、賃金社会保険の増でございます。

　それでは６頁をご覧下さい。

（「説明省略」の声あり）

○和風園園長（篠原　毅園長）ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７３号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１５、議案第７４号。平成２１年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、旭寿園園長。

○旭寿園園長（吉田憲司園長）議案第７４号、平成２１年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年１２月１７日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算第２号の１頁をお開きいただきたいと思います。

［以下、別冊補正予算１頁を朗読（第２項以下省略）］

○旭寿園園長（吉田憲司園長）今回の補正の主な点でございますけれども、まず歳出につきましては職員の退職によります給料の減、あるいは町職員の給与に関する条例等の改正による減、ものでございます期末勤勉手当等の

（「説明省略」の声あり）

○旭寿園園長（吉田憲司園長）よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７４号は原案のとおり決することにご異議あませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１６、議案第７５号。平成２１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第７５号、平成２１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年１２月１７日提出、沼田町長名でございます。別冊補正予算書第４号１頁をお開きを下さい。

［以下、別冊補正予算１頁を朗読（第２項以下省略）］

○住民生活課長（栗中一弘課長）今回の補正予算につきましては国保会計全般の事務処理を国保連合会とネットワークで繋がっておりますパソコンによって処理をしてございます。このパソコン本体に不具合が生じまして、パソコンの入れ換えを行う必要が生じてございます。国保のシステムにつきましては町で採用しております電算システムは連動してございませんで、独自システムとなっており保守管理にも含まれない作業となってございます。国保システムの異動ネットワーク構築に専門技術が無ければ対応出来ないため、専門業者への委託費用を追加する内容となってございます。予算総額に変更はございませんで年度末までを見込みました不用額を財源に１款総務費内において予算を組み替えるものとなってございます。

６頁をお開きをいただきたいと思います。

（「説明省略」の声あり）

○住民生活課長（栗中一弘課長）ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７５号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１７、議案第７６号。平成２１年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、住民生活課長。
○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第７６号、平成２１年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年１２月１７日提出、沼田町長名でございます。別冊補正予算書第３号１頁をお開きを下さい。
［以下、別冊補正予算１頁を朗読（第２項以下省略)］
○住民生活課長（栗中一弘課長）今回の補正予算につきましては職員の給与条例の改正に伴います給与等の

（「説明省略」の声あり）

○住民生活課長（栗中一弘課長）ご審議よろしくお願い申し上げます。
○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１８、議案第７７号。平成２１年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。
○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第７７号、平成２１年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年１２月１７日提出、沼田町長名でございます。別冊補正予算所第２号の１頁をお開きを下さい。
［以下、別冊補正予算１頁を朗読（第２項以下省略)］

（「説明省略」の声あり）

○住民生活課長（栗中一弘課長）ご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１９、議案第７８号。平成２１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。
○建設課長（谷口　勲課長）議案第７８号、平成２１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年１２月１７日提出、町長名でございます。別冊補正予算書１頁をお開きください。
［以下、別冊補正予算１頁を朗読（第２項省略）］
○建設課長（谷口　勲課長）今回の主な補正は個別排水設置工事におきまして設置基数が５基から３基に減少したことによる減額と、職員の異動によります給与、手当等の減額でございます。
　７頁をご覧下さい。歳出からご説明申し上げます。１款下水道費、１目一般管理費でございます、１１５万７千円の減額。
　２目給料２２万９千円、３目職員手当８９万９千円の減額でございます。昨年から今年にかけまして、職員の異動によりまして給与等の減によります補正でございます。２目、２項個別排水処理施設整備事業でございます。１目一般管理費

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（谷口　勲課長）よろしくご審議のほどお願い致します。
○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２０、承認第７９号。平成２１年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口　勲課長）議案第７９号、平成２１年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成２１年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年１２月１７日提出、町長名でございます。別冊補正予算書第１頁をお開きいただきたいと思います。

［以下、別冊補正予算１頁を朗読（第２条以下省略）］

○建設課長（谷口　勲課長）今回の主な補正でございますが、道道恵比島旭町線道路工事によります水道管の移設補償工事の延長が短くなった、減になったことによります工事費の減額でございます。

１０頁をお開きいただきたいと思います。収益的支出からご説明申し上げます。１款水道事業用、事業費用１項２目配水、配水及び給水費材料費１５０万円の減でございます。量水器購入費、メーターですねの執行残でございます。３目受託工事費工事請負費３，１２２万円の減額でございます。道道恵比島旭町線配水管移設補償工事、これにつきましては当初札幌土木現業所との協議により水道管移設延長１キロということで計上しておりましたが、道路事業の進捗状況から今年度は延長２５０メートルとなりましたための減額でございます。４目総係費こちらにつきましては給与改定による、給与改定、昇給による変更でございます。給与１２万４千円、法定福利費１７万８千円の増となっております。

次に９頁をお開きいただきたいと思います。１款水道事業収益、１項営業収益、受託、２目の受託工事収益、２，３４７万１千円の減額でございます。支出でご説明申し上げましたように道道恵比島旭町線の水道管の移設補償工事が短くなった為の補償費の減でございます。

２項営業外収益、２目他会計補助金、上水道事業運営費補助金の減額９２３万８千円の減額でございます。これにつきましては、先程の恵比島旭町線の工事費ので

すね、補償費以外の現目につきまして一般会計より補助金をいただいておりまして、この分が工事費が減額になったためのですね補助金の減でございます。

次に１１頁をご覧下さい資本的支出の補正でございます。１目工事請負費、３９万９千円の減額でございます。原野北線配水管改修工事、老朽管の取替えでございます。もう１本達布石狩沼田停車場線改修工事の減、執行残で３９万９千円の減額でございます。以上説明を終らせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。大沼議員。

○４番（大沼恒雄議員）１０頁のね工事請負費の関係で、配水管の移設の関係３，１２２万落ちたということなんですけども、ちょっともう一度ちょっと分かるように説明してもらってもいいです。完全に工事がなくなったのか、繰越するのかそれともどういう形なのかなと。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口　勲課長）工事に関しましては昨年、道道の工事がですね昨年より実施されておりますけれども、今年沼田から墓地まで今年の工事をやったわけですけれども、当初ですね後あの恵比島の地先でいけば吉、恵比島よりの分ですねそちらの７００メータも含めまして全体で１キロをですね、を移設してくださいということで土現の方と打ち合わせがなされました。それに関しまして実施の段階で土木現業所の方から恵比島よりについては、まだ用地交渉等がですね進まないということでそちらの補償費については次年度以降、まだ工事がずっと残っておりますんで次年度以降にしてほしいというようなことが、お話がございまして今回沼田側の２５０メートルの工事のみということになったわけでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。なければ質疑なしと認めまして、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７９号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（固定資産評価審査委員の選任）

○議長（杉本邦雄議長）日程第２１、同意第１号。固定資産評価審査委員会の委員

の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。
○町長（西田篤正町長）同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任でありますけれども、現委員の田島均さんが２１年１２月２４日で任期満了になりますのでその後任として下記の者を固定資産審査評価審査委員会委員に選任したいので地方税法第４２３条第３項の規定によって議会の同意を求めるものであります。
　提案する方につきましては、住所沼田町字北竜４１７番地、お名前は横山佳幸氏、昭和３４年９月２３日生まれ５０歳であります。横山さんは５６年３月に北海道拓殖短期大学を卒業された後農業に従事され、近年では沼田町の農業委員会委員長代理、会長代理等も務めまして、地域の信望あるいはあの知識も十分信頼できる方でありますので適任者として推薦を、提案を申し上げたいという風に思いますので同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。同意１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２２、同意第２号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。
○町長（西田篤正町長）同意第２号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員であります澤田美智雄氏の任期満了に伴いまして下記の者を後任として選任をしたいということで御同意を求めるものであります。地方税法第４２３条第３項の規定によって議会の同意を求めます。
　提案する方につきましては、住所沼田町字東予４０４番地、お名前は大西晴彦氏、昭和３８年１１月２１日生まれ４６歳であります。大西さんにつきましては、昭和５７年３月に北海道沼田高等学校を卒業されまして、その後農業に従事され近年では沼田町の中学校のＰＴＡ会長あるいは連合ＰＴＡ会長等も歴任され、地域の信望、知識等も十分備えてる方でありますので適任者として提案申し上げますので同意を

賜りたいという風に思います。よろしくお願い申し上げます。
○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩３０分まで休憩致します。

１６時２６分　休憩

１６時２８分　再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今事務局より請願書７件について追加案件が提出されました、この際、これを日程に追加致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第２３、請願第４号、憲法９条を守り非核平和の世界と日本を求める請願について。日程第２４、請願第５号、労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願について。日程第２５、請願６号、深刻な貧困と格差を解消するため社会保障教育予算を拡充を求める請願について。日程第２６、請願第７号、日米ＦＴＡに反対し農家経営の危機打開を図る緊急対策を求める請願について。日程第２７、請願８号、平成２２年度個別所得補償モデル対策及び関連政策に関する請願について。日程第２８、請願９号、新たな食料農業農村基本計画に関する請願について。日程第２９、請願１０号、新たな食料農業農村基本計画の策定に関する請願について。以上７件日程に追加することに決しました。

（請願の採択）

○議長（杉本邦雄議長）日程第２３、請願第４号、憲法９条を守り非核平和の世界と日本を求める請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願４号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります、ここで紹介議員より説明を求めるところですがこの際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します、請願第４号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願４号は採択すべきものと決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２４、請願第５号、労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願５号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります、ここで紹介議員より説明を求めるところですがこの際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します、請願第５号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願５号は採択すべきものと

決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２５、請願第６号、深刻な貧困と格差を解消するため社会保障教育予算の拡充を求める請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願６号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります、ここで紹介議員より説明を求めるところですがこの際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します、請願第６号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願６号は採択すべきものと決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２６、請願第７号、日米ＦＴＡに反対し農家経営の危機打開を図る緊急対策を求める請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願７号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります、ここで紹介議員より説明を求めるところですがこの際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。はい、中村議員。

○８番（中村議員）この請願なんですけれども、日米ＦＴＡに反対しそしてまた日豪ＥＰＡ交渉も中止をすることということで書いてあります。ただ現実的には日本

もグローバル化社会の中で、どうしてもその交渉もしてはならんっていう状況の中で世界的な孤立を招くというのは、私としてもいかがなものかなという風に思っております。交渉を行うにあたっては毅然な、毅然とした態度が必要でありますけれども、交渉すら行ってはならないっていう風な記述のあるこの請願にきましては、非採択をすべきだという風に思いまして、反対を致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他に討論の方おりませんか。はい、津川議員。

○１番（津川　均議員）私も中村議員と同様に反対であります。農業者も農業団体もＦＴＡがいらないっていうことは一言も言っていないわけでございまして、農業者についても概ねの方はそういう風に感じてるっていう風に思いますので、私は反対をさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）横山議員よろしいですか。はい、橋場議員。

○７番（橋場　守議員）農業団体からもね同じ、同じじゃなくてこれについては交渉して、しかし農業問題については強力に反対するという請願がでているんですよね。私はねこれはあの取り下げればね、統合は出来るんですけど、できると思うんですけどね、確かに交渉というけれども実際にはＷＴＯの会議が開かれると自主的なね、農業団体がそこに押しかけて大国からのね色んなその小さな国に対しての食料の輸入自由化を求めるね、相当強圧なあの手が回されてくるんですね、それに対して食料主権を守らなきゃだめだっていう立場でね、たくさんの人があの自分達のカンパでね国からのお金もらってじゃなくて、世界中から集まってきてそういう横暴、大国の横暴に従うなと、やめろというようなデモ行進や要請活動があるんですね。ですからあの交渉するとは言ってるけどそれは表面上でね、例えばあの今嘉手納の基地をどうするかこうする、普天間のね基地をどうするかっていうことでもね、日本国民の総意は撤去すれって言ってるんだけども、アメリカからは強圧的に来られて、民主党残念ながら右往左往してるんですよね。で農業交渉についても同じなんですよ、そういう態度ははっきり今までの経過からいって交渉ではなくて自分達の意見を押し付けるちゅう場所としてね、その交渉の場所を設けてるっていうことなんですよね。で私はそういう風に取ってるんで、ですからそれらのことをやはりここで否決されてもね、提案して残しておかないと、今までの農業の状態ずーっと見てきたらね、実際にはその農産物の輸入自由化がなし崩しにやられてきてしまってるのが事実なんですよね、ですからこういうもの文書にひとつ否決されても残しておきたいのでぜひ審議をしていただきたいと。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）それでは採決に入ります。本案に賛成の方挙手願います。

（挙手（賛成）少数）

○議長（杉本邦雄議長）本案賛成の方少数により、請願７号については不採択として決定いたします。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２７、請願第８号、平成２２年度個別所得補償モデル対策及び関連政策に関する請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願８号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります、ここで紹介議員より説明を求めるところですがこの際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します、請願第８号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願８号は採択すべきものと決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２８、請願第９号、新たな食料農業農村基本計画に関する請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願９号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります、ここで紹介議員より説明を求めるところですがこの際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結します。本案について採決致し

ます。お諮り致します、請願第９号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願９号は採択すべきものと決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２９、請願第１０号、新たな食料農業農村基本計画の策定に関する請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願１０号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります、ここで紹介議員より説明を求めるところですがこの際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します、請願第１０号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願１０号は採択すべきものと決しました。

暫時休憩致します。

１６時３９分　休憩

１６時４０分　再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今採択された請願に伴う意見書案他１０件について追加案件が提出されました、この際、これを日程に追加致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第３０、意見案第１２号、憲法９条を守り非核平和の世界と日本を求める意見書案について。日程第３１、

意見書案第１３号、労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書案について。日程第３２、意見書案第１４号、深刻な貧困と格差を解消するため社会保障教育予算の拡充を求める意見書案について。先程不採択になりました、意見書案の１５号についてはばってんをします。日程第３４、意見書案第１６号、平成２２年度個別所得補償モデル対策及び関連政策に関する意見書案について。日程第３５、意見書案第１７号、新たな食料農業農村基本計画に関する意見書案について。日程第３６、意見案第１８号、新たな食料農業農村基本計画の策定に関する意見書案について。日程第３７、意見案第１９号、非核３原則の早期法制化を求める意見書案について。日程第３８、意見案第２０号、新北海道石炭じん肺第３陣訴訟について消滅時効の援用に反対する意見書案について。日程第３９、意見案第２１号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見案について。日程第４０、閉会中の所管事務調査の申し出について、以上日程に追加することに決しました。

（意見案の審議）

○議長（杉本邦雄議長）日程第３０、意見案第１２号、憲法９条を守り非核平和の世界と日本を求める意見案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第３１、意見案第１３号、労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。

本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第３２、意見案第１４号、深刻な貧困と格差を解消するため社会保障教育予算の拡充を求める意見書案を議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第３４、意見案第１６号、平成２２年度個別所得補償モデル対策及び関連政策に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第３５、意見案第１７号、新たな食料農業農村基本計画に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところで

すが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第３６、意見案第１８号、新たな食料農業農村基本計画の策定に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第３７、意見案第１９号、新たな食料農業農村基本計画の策定に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。はい、橋場議員。

○７番（橋場　守議員）すいませんね、ＷＴＯ農業交渉及びと書いてるんですね、このＷＴＯ農業交渉全然進まないんですね。それはアメリカとねその他の諸国にいわゆる現場の農業者の人たちが会議の場所に集まって色々とこう運動してるんですよね。そういうのがあって、結局決まらないでいるんですよ。だけどそれを一応決まるような状況になったらね、農産物輸入自由化っていうのは完全に進められてし

まうわけですね。それからアメリカとのこのＦＴＡ、それからここにオーストラリアのやつ出てませんけれどもね、これもうはっきり言ってアメリカの意向によって、農業、アメリカの方は農業問題を抜いたＦＴＡの交渉は無いんだと言ってるんですね。だからもうあきらかにねこれはアメリカの意見がね日本に押し付けられる。これまでずっとねあのその貿易問題でアメリカに日本から代表が行くんですよね、そうすると帰ってきたら日本に、国民にとっては色々とこう説明して、言い訳するようなこと言ってるんですけど、アメリカでは日本という国は風圧を強めれば全部引き下がってしまうと、こういうことをアメリカの国会の中で発言されてるんですよ。ですからね、完全に安保条約に基づいてねこれはあの日本は従属的な立場に置かれてるんです。だからこの農業問題だけでね正当性をね追及できるっていうのは私は無理だと思っています。これは歴史が決めてくれるんでねその内明らかになると思うんですけども、私はそういう立場からこの点では賛成できないということ、反対します。

○議長（杉本邦雄議長）そのご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。原案に賛成の方挙手をお願いいたします。

（挙手（賛成）多数）

○議長（杉本邦雄議長）はい、原案賛成多数により原案のとおり関係機関に提出することに決定致しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第３７、意見案第１９号、非核３原則の早期法制化を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第３８、意見案第２０号、新北海道石炭じん肺第３陣

訴訟について消滅時効の援用に反対する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第３９、意見案第２１号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明質疑を省略することに決しました。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

（閉会中の所管事務調査の申し出）

○議長（杉本邦雄議長）日程第４０、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は各常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であり説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

（閉　会　宣　言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付記された案件は全て終了致しました。

これにて平成２１年第４回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

１６時５１分　閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員